

平成26年第1回森町議会6月会議会議録（第1日目）

平成26年6月10日（火）

開議 午前10時00分

延会 午後 3時18分

場所 森町議会議事堂

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 議長諸般報告
- 3 行政報告
- 4 一般質問
- 5 報告第 1号 専決処分した事件の報告について
平成25年度森町一般会計補正予算（第10号）
- 6 報告第 2号 専決処分した事件の報告について
平成25年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）
- 7 報告第 3号 専決処分した事件の報告について
平成25年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）
- 8 報告第 4号 専決処分した事件の報告について
平成25年度森町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）
- 9 報告第 5号 専決処分した事件の報告について
平成25年度森町介護サービス事業特別会計補正予算（第5号）
- 10 報告第 6号 専決処分した事件の報告について
平成25年度森町港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 11 報告第 7号 専決処分した事件の報告について
平成25年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計補正
予算（第5号）
- 12 報告第 8号 専決処分した事件の報告について
平成25年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算（第6号）
- 13 報告第 9号 平成25年度森町一般会計繰越明許費に係る歳出予算の繰越につ
いて
- 14 議案第 1号 森町発達支援事業センター条例の一部を改正する条例制定につい
て
- 15 議案第 2号 森町国民健康保険病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条
例制定について
- 16 議案第 3号 森町火災予防条例の一部を改正する条例制定について
- 17 議案第 4号 平成26年度森町一般会計補正予算（第2号）

- 18 議案第 5 号 平成26年度森町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
 19 議案第 6 号 平成26年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）
 20 議案第 7 号 工事請負契約の締結について
 21 議案第 8 号 訴えの提起について
 22 議案第 9 号 財産の取得について
 23 意見書案第1号 手話言語法（仮称）の早期制定を求める意見書
 24 意見書案第2号 地域包括ケアシステム構築のための地域の実情に応じた支援を求める意見書
 25 意見書案第3号 鳥獣の捕獲促進体制強化の速やかな実施を求める意見書
 26 意見書案第4号 集団的自衛権に関する憲法解釈の変更に反対する意見書
 27 議員派遣の件について
 28 休会中の所管事務調査等の申し出について

○出席議員（16名）

議長 16番 野村 洋 君	副議長 1番 菊地 康博 君
2番 山田 誠 君	3番 宮本 秀逸 君
4番 松田 兼宗 君	5番 前本 幸政 君
6番 川村 寛 君	7番 西村 豊 君
8番 木村 俊広 君	9番 堀合 哲哉 君
10番 中村 良実 君	11番 小杉 久美子 君
12番 長岡 輝仁 君	13番 三浦 浩三 君
14番 東 秀憲 君	15番 黒田 勝幸 君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町 長	梶 谷 恵 造 君
副 町 長	片 野 滋 君
会計管理者兼 出納室長	釣 隆 吉 君
監査委員	池 田 勝 元 君
総務課長	木 村 浩 二 君
選挙管理委員会 書記長兼監査 事務局書記長	安 藤 仁 君
防災交通課長	小田桐 克 幸 君
契約管理課長	小井田 徹 君
企画振興課長	木 村 哲 二 君

税 務 課 長	伊 藤	藤 昇	君
収 納 管 理 課 長	久 保	康 人	君
保 健 福 祉 課 長	山 田	仁	君
保 健 福 祉 課 参 事	住 吉	英 勝	君
保 健 福 祉 課 参 事 兼	金 丸	由 起 子	君
保 健 セ ン タ ー 長	佐 々 木	陽 市 郎	君
住 民 生 活 課 長	横 内	仁 司	君
環 境 課 長	横 工	秀 則	君
農 林 課 長 兼 農 業	黒 川	安 明	君
委 員 会 事 務 局 長	菊 池	一 夫	君
水 産 課 長	新 田	清 文	君
商 工 労 働 観 光 課 長	岩 瀬	英 尚	君
商 工 労 働 観 光 課 参 事	富 原	光 浩	君
建 設 課 長	川 村	昭 幸	君
建 設 課 技 術 長	落 合	定 隆	君
砂 原 支 所 長	坂 田	信 則	君
地 域 振 興 課 長	香 水	雅 勝	君
町 民 サ ー ビ ス 課 長	澤 田	孝 将	君
兼 保 健 対 策 課 長	金 中	義 樹	君
教 育 長	武 金	幸 弘	君
学 校 教 育 課 長	若 松	茂 仁	君
学 校 教 育 課 参 事	柏 坂	明 則	君
社 会 教 育 課 長	石 島	裕 章	君
兼 公 民 館 長	小 松	春 一	君
生 涯 学 習 課 長	山 下	英	君
体 育 課 長 兼			
体 育 館 長			
給 食 セ ン タ ー 長			
図 書 館 長			
さ くら の 園 ・ 園 長			
病 院 事 務 長			
上 下 水 道 課 長			
上 下 水 道 課 参 事			
消 防 長			
消 防 署 長			

○出席事務局職員

事 務 局 長	藤 田 司 志 君
議 事 係 長	村 本 和 政 子 君
庶 務 係 長	喜 田 和 子 君

○会議に付した事件

1 一般質問

開議 午前 10 時 00 分

◎開議の宣告

○議長（野村 洋君） おはようございます。ただいまの出席議員数は16名です。全員の出席がございましたので、議会が成立しました。

平成26年第1回森町議会6月会議は、通年議会のため12月31日まで休会中ではありますが、森町議会会議条例第4条第1項第2号の規定により、6月会議を再開いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（野村 洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、15番、黒田勝幸君、1番、菊地康博君を指名します。

◎日程第2 諸般の報告

○議長（野村 洋君） 日程第2、諸般の報告を行います。

例月出納検査報告は、別途閲覧に供しておりますので、説明を省略します。

地方自治法第121条の規定により、議長より説明のため会議に出席を求めた者及び本会に出席の議会職員は、お手元に配付のとおりであります。

次に、審議日数ですが、本日から6月11日までの2日間を予定しておりますので、議事運営にご協力をお願い申し上げます。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第3 行政報告

○議長（野村 洋君） 日程第3、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。

○町長（梶谷恵造君） 行政報告を行います。

今年の桜まつりは、温暖化の影響からか、桜の開花も例年より早く、花びらの状態を心配しておりましたが、ほどよく保たれたことに安堵したところです。また、11日の歌謡ショーは、好天にも恵まれ、たくさんの方々にご満足いただけたものと思っております。さらには、桜まつりが盛況裏に終わることができましたことに、実行委員会を初め関係各位に改めて感謝を申し上げます次第でございます。特に今年は、青葉ヶ丘公園にソメイヨシノを植樹してから100年目の節目ということもあり、静岡県森町と青森県外ヶ浜町をご招待申し上げ、歌謡ショーの開会式において皆様をご紹介して、村松町長と森内町長からそれぞれにご祝辞をいただいたところです。その後は、議員の皆様にもご参加をいただきながら、両町長と森町の榊原議長、片岡副議長、外ヶ浜町の杉谷議長と歓談できたことは、両町と

のきずなが一層深まったことと思っており、大変喜ばしいことであると考えているところ
であります。当日の対応に対しまして、改めて議員の皆様方にお礼申し上げます。また、
前日の両町との交流会では、野村議長、菊地副議長を初め、経済界や関係団体の方々にも
ご臨席をいただき、懇親を深めることができました。その中で、遠州森町と外ヶ浜町とは
初めてお会いする機会となったわけですが、その接点は当町にあるということを改めて認
識をしたところでございます。今後とも双方の交流や親交に努めてまいりたいと思います。

この交流会の席で、外ヶ浜町の森内町長から来年度の合併10周年記念式典を5月10日に
予定したいとの発言があり、その中で友好町の調印を行いたいとのお話もありました。ま
た、そういう縁を結ぶ前に、外ヶ浜町が青森市内の関係団体からアイヌの丸木舟を復元し
たものを譲り受けることになり、そのうちの1そうを当町に寄贈したいとのお話もありま
したので、先日当町の職員が現物を確認してきたところです。長さ約8メートル、幅約1.5
メートル、高さ約5メートルで、丸太をくりぬいて作成したもので、セットで展示をされ
ていた長さ4.2メートル、直径1.4メートルの原木も含まれます。北海道と東北のアイヌ文
化の交流や歴史などを考慮したときに、外ヶ浜町の厚意は快く受け入れたいと考えており
ます。外ヶ浜町とはこういう交流が進む中で、やはり友好町締結の準備を進めなければな
らないと思います。当町も来年度は合併10周年を迎え、記念式典を開催する考えでおりま
すが、現時点では7月1日を予定として考えているところでもあります。先に外ヶ浜町での
記念式典において友好町締結の調印式が行われることになりましたが、当町の記念式典にお
いては友好町締結の報告セレモニー的なことを予定したいと考えております。いずれにし
ましても、具体的なことは今後事務的に協議し、詳細が決まり次第議会に報告をさせてい
ただきますので、よろしくお願いいたします。

以上、行政報告といたします。

○議長（野村 洋君） これで行政報告は終わりました。

◎日程第4 一般質問

○議長（野村 洋君） 日程第4、これより一般質問を行います。

質問の順序は、お手元に配付のとおりであります。

順番に発言を許します。

議事進行についてですが、質問並びに質疑は会議規則に定める3回の原則を厳守し、内
容も要点を簡潔明瞭に行い、また答弁につきましても効率的な議事運営への協力をお願い
いたします。また、通告外の事項や当局への質問以外の発言に及ぶことのないよう、また
当局を含めて不適切な発言についても十分注意されるよう、あわせてお願いいたします。

初めに、1、桜まつりの経済効果と今後の観光協会のあり方について、2、町営住宅に
ついて、15番、黒田勝幸君の質問を行います。

初めに、桜まつりの経済効果と今後の観光協会のあり方についてを行います。

○15番（黒田勝幸君） おはようございます。通告に従いまして、2問について一般質問

をさせていただきます。

まず、桜まつりの経済効果と今後の観光協会のあり方についてでございます。今年のもりまち桜まつりは、5月3日から18日まで開催され、期間中の入り込み客数は延べ人数で12万4,700人で、目標の12万人を達成し、昨年より5,300人増であった。同実行委員会は、目標達成の要因は期間初日から桜が開花し、週末に好天が続いたこと、また今年はメインステージを屋根つきに一新するなど、祭りをリニューアルした効果も出たのだろうと報道されております。以下、お尋ねいたします。

(1)、桜まつり期間中は、公園内の出店者は売り上げはそれなりにあるものと思いますが、商店街や飲食店、宿泊施設等の町全体の経済効果はどのようになっていますか。

(2)、平成16年度より観光協会は森町商工会議所になりましたが、このたび役場に移管したいとの申し出があったとのことですが、理由は何なのか。

(3)、町長は町政執行方針で、駒ヶ岳や噴火湾の美しい風景やおいしい食は多くの人々を引きつける魅力を持っており、これから観光資源を生かして観光の振興、観光客の消費の拡大などを図っていききたいと述べております。町長が観光を重視するのであれば、役場にその道の専門的な人材を配置してはいかがでしょうか。

以上です。

○町長（梶谷恵造君） 黒田議員のご質問にお答えします。

1点目ですが、今年の桜まつりの期間中の入り込み客数は観光協会の調査によりますと前年の同じ期間と比較すると約2割の増加となりました。町全体の経済効果についてですが、幾つかの町内の飲食店にヒアリングしたところ、その中の約7割の飲食店はゴールデンウィーク中はふだんの桜まつりに比べ大きく売り上げが増え、桜まつり期間中全体を通して前年に比べて2割から3割売り上げが増えたと同っております。その他、約3割の飲食店は、前年と同じくらいの売り上げとの回答でありました。また、幾つかのホテルや旅館などの宿泊施設にもヒアリングいたしましたが、やはり桜まつり期間中の売り上げは昨年比べて増えているようです。さらに、ある宿泊施設では、今年新たに道南桜めぐりのバスツアーの宿泊場所となったということで、東京や札幌からのバス14本、お客様の数560人、延べ宿泊数880泊を獲得したとのお話を伺っております。このように、今年の桜まつりについては経済効果があったものと考えております。

また、2点目の森観光協会の事務局の移管についてですが、森町観光協会会長と副会長から、森商工会議所より観光協会に対して平成26年5月13日付で事務委託契約解除の通知をされ、困っている。役場で事務を受けていただけないかとの申し出がありました。議員ご存じのように、森観光協会は平成16年度より森商工会議所に事務委託をして、観光事業や各種イベント事業を実施したところであります。通知による事務委託契約解除の理由としては、観光事業の多種多様化する事務処理に商工会議所の職員では対応することが困難となり、本来の業務に支障を来しているとのことであります。

3点目のご質問ですが、現状の専門的な人材の活用につきましては、七飯町と鹿部町と

の連携により活動している環駒ヶ岳広域観光協議会において、北海道新幹線開業を見据え、3町の豊富な観光資源を結びつけた観光商品の開発のため、昨年から3回にわたって実施しているワークショップにおいて札幌の観光地づくりの専門家にそのリーダー役をお願いしているところであります。このワークショップは、ホテルなど観光関連業界のみならず、J R 北海道の観光商品開発の専門家や交通機関のほか、1次産業を初めとしたさまざまな業種の方々にもご参集いただき、観光素材の掘り起こしに始まり、地域の強みを生かした滞在交流型の観光商品の開発に向けた議論を活発に行っておりまして、本年度も継続的に開催する予定でございます。さて、役場の特定の部署に専門的な人材を配置とのご提案ですが、一部署に特定の人材を配置し続けることは行政の性格上難しいと考えるところであります。さきに申し上げました取り組みにより築いてきた人脈を生かしながら、たくさんの専門家のお力をおかりして観光の振興を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○15番（黒田勝幸君） 今町長の答弁で、町全体の経済効果ということで、これに対する答弁は、飲食店等をいろいろ調べたと、その中の7割の方からいろいろありまして、2割から3割増えましたよと、大変ありがたいことだなど、こう思っているわけでございます。特に森の桜まつりの会場は5号線沿いにありますので、大変利便性があるので、日帰りのお客さんが多いのかなと、このように思っております。松前とか函館市内でありますと1泊しないとなかなかゆっくり見れないのかなと、こういうふうに思っております。そういうような中で、日帰りと宿泊した場合のお客様の使う金額というのも当然違ってくるのかなと、こう思っています。そんなこともある中で、大変頑張っているのだなということがわかりました。それと、商店会のかかわり、特に大通りになりますけれども、一部お祭りらしい、桜まつりらしい飾りつけもしてあったかに見えますけれども、街灯というのか、あれすごく高いのです。そこにちょっとあっても、通っている人の通行人の目線ではなかなか見えないという部分ありますよね。以前は電柱も低かったので、ちょうちんだとか紅白の幕というのか、あんなのとかかなりにぎやかにやっていたように記憶しているのです。最近大通り通っても、余り目立たないというのか、それと一部商店街も空き店舗になっていますよね。それで、通ってみればわかるけれども、町長、草かなり生えているところなのです。大通りのメイン通りがああ草というの余りよくない。それと、日曜日通ってみましたら、商店街がほとんどシャッターおりているのです。あけても余り売れないかもわからないのだけれども、何かしら、観光の人が通ってもなおさら、店やっていないところがシャッターおりているのは、これはしょうがないのだけれども、本来営業しているところまでシャッターおりていると何となく町が寂しいというのか、そういうふうに感じておりました。その辺もいろいろ商店街の人たちと今後話ししてやっていただきたいなと。花見なら花見らしい、ああ、花見やっているのだなというような、そういう雰囲気を出していただきたいなと、このように思っております。

それと、2点目の観光協会、今度町のほうで2名の臨時職員さんをお願いして事務をす
るということで、それはそれでいいのですけれども、私の言いたいのは、町の発展は行政
と経済界が連携しないと発展しない。梶谷町長になったからそうだというのではなくて、歴
代の町長のときにもずっとそうなのです。何が原因だかわからないけれども、今回のこと
も、それはわからなくていいのだけれども、何かしらぎくしゃくしているのです。ですか
ら、これを改善しないとなか町の発展というのは面倒なのかなと、私が言っているのだ
なくて、町民が言っている。その辺を何とか今より、今悪いというのでないよ、今以上によ
くなるように町長にご尽力願いたいなと、このように思っております。

それと、役場の中に専門家と、私これ観光協会のことを言っているのですけれども、観
光協会と書けばちょっとまずいかなと思って役場内と書いたのだけれども、今度観光協会
が役場の中に事務所ができますので、そういう意味で、3町でやっているのもわかるのだ
けれども、森町単独で専門的な立場の人ができないものかなということで今質問したのだ
すけれども、八雲町でも道職員が来ていますよね、その方が今度八雲町の職員になって専
門にそっちのほうやるのだということが報道されております。道職員が町のほうに入って、
そっちのほうを担当するのだということになっております。それ新聞で見ました。それと、
これは町直接ではありませんけれども、八雲観光物産協会ってあるのです。そこに民間の
人が今度専門的な立場で、いわゆるマネジャーとして担当するのです。これは、25年11月
17日の新聞です。これに書いてあります。だから、そういうようなことで八雲町の物産的
なもの、いろんな漁業でも農業でもあります。そういうものをあれしていこうと、そして
観光客も呼び込もうということで、そういうふうに近隣の町でも出ておりますので、町長
の言っていることもわかりますけれども、その辺も、町長が観光に力入れていきたいとい
うことを常日ごろ言っておりますので、そういうことも再度考えながらしていただきたい
なと、このように思っております。

それと、3点目にかかわってくる。今と関連してくるのですけれども、観光協会自体を、
例えば函館とか七飯町とか、観光資源よそのまちよりありますから、法人化しているところ
もありますよね、そういうようなことで森町も将来的にはそういうようなことも考えて
いったらどうなのかなと、こういうふうに思っております。函館新聞です。去年の6月25
日の函館新聞に、昨年度の観光客の入り込み量って渡島、檜山の載っておりますよね。そ
して、森町が83万6,500人となっています。これは、2012年度の観光客の入り込みです。函
館が450万人、北斗市が69万人、その次に森が多いのです。だから、道南で、渡島は11市町
村です。檜山は7町村です。その中で18あるうち、森が3番目に多いわけです。だから、
これ大したものだなと思っております。だから、町長は常日ごろ森町は風光明媚で気候
も温暖だと、確かにそのとおり。食べるものも海の物も山の物もすごくおいしくて、ブラ
ンド化されているの大したありますよね。そのようなことで、町長の言う観光資源には恵
まれている町だなと。そういうことからいっても、道南で3番目の入り込みがある町なの
で、これをさらに推進していただきたいと、私はそういうふうに思っております。

それと、質問内容にありませんので、今町長答弁できないかもしれないのだけれども、83万6,500人の内訳なのだけれども、どういうふうに調べているのかなと、この人数。それと、この中身が宿泊がどのぐらいいて、日帰りがどのぐらいなのかなと、そして大体お金使ってくれるのも概算でどのぐらいあるのかなと。これ町民がすごく関心度があるのかなと思いますので、これは最初の質問内容にありませんので、今しゃべれといたって時間かかるから、後でいいのだけれども、そういうことも視野に入れながら今後の観光のことを考えていったらいいと思うのだけれども、そういうものも含めていかがでしょうか。

○町長（梶谷恵造君） 黒田議員の再質問にお答えをいたします。

町内への効果をできればもう少しという内容だったと、最初のご質問だと思います。確かにメイン大通りの手入れ、美化、それから日曜日のためにどうしても休業されているところのシャッターが多いということ等お話あったと思います。通りにつきましては、町の中をきれいにするというのはいろんな面で、観光客だけではなくて、町の人、住んでいる方々にとっても当然必要な取り組みかと思っています。先般砂原地域の花いっぱい運動が総理大臣からの表彰をいただいたと、そういう美化運動も含めて、全般にこれから町全体に波及効果を私も考えておったところでございますので、いろいろこれから観光客を増やすだけではなく、恐らく森町に訪れる方は立派な桜を見に毎年毎年増えてくると、そのように思っておりますので、その関係上、通りの除草ですとか、いろんな面で少し取り組みと、それからもちろん町直接できない部分があるかと思っています。個人の財産もございしますので、そういった部分では商店会の方々といろいろな協議、それからいろんな取り組み、協力関係、いろんな面でちょっとお話をさせていただければなと、そのように考えるところでございます。

また、2点目でございますが、行政と経済連携をしなければ進展しないと、3点目ともかわりが出てくる部分かと、そのように思います。黒田議員おっしゃっているとおりでございます。少しお答えがまざるのかもしれませんが、町内、森町は先ほど風光明媚な環境もそうですし、食料品に関しても海産物はもちろん、農産物、たくさんものがありまして、皆さんそれぞれが自分のものをそれぞれの方向に引っ張って発展させようとして、そのベクトルが一つの方向を向いていない。あちらこちらに向いているので、前に進まない、そういった可能性もございます。今後は、そういったものではいろんな計画性、それから町としての全体的な方向性も含めまして、いろんな協議の場面が必要になってくるのかなと、そのように思っております。私は、ただ経済界と行政だけではなく、これは農業関係者、漁業関係者、全てが一緒に会して同じ方向を向くための、そういう連携する会議が必要だと、そのように思っております。これは、既に数年前に立ち上がったまま、それ以降使用されていない、そういう会議がございしますので、改めてそういうものを活用させていただきながら連携を深める、そういった取り組みをしてまいりたいと、そのように思っております。

また、観光協会の法人化でございますけれども、専門家の部分でもございます。専門家

については、これは今後調査、勉強が必要かなと、そのように思っておりますし、本当にすばらしい方がいれば、確かに町としても協力していきたいなと、そのように思っておりますが、いずれにしても今現在観光協会は法人格を持たないただの団体でございますので、人を雇うことができない。雇ってもパートかアルバイトという立場になると思います。それではなかなか人材も雇えませんし、法人化としてのそういう方向性が必要なのかどうかも含めまして、町でやるということではございませんので、あくまでもこれは商業者、それから町の方々の経済界全体の問題になってくると思いますので、先ほど申し上げました協議の場の中で恐らく必要性が出てくれば、これは法人化して人材を雇うと、こういう全てがつながってくるお話だと、そのように思っておりますので、町としても取り組んで振興策を進めていきたいなと、そのように思っているところでございます。

最後に、道南で3番目の入り込み数83万6,200人の内訳でございますけれども、これについては後日ちょっと調査させていただいて、ご報告申し上げたいと、そのように思うところでございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○15番（黒田勝幸君） ありません。

○議長（野村 洋君） 桜まつりの経済効果と今後の観光協会のあり方についてを終わります。

次に、2、町営住宅についてを行います。

○15番（黒田勝幸君） それでは、町営住宅についてでございます。町営住宅の運用と有効活用について以下お尋ねいたします。

（1）、町営住宅入居者が家賃滞納を46カ月、126万4,010円の滞納があり、その後再三にわたる納税指導を行ったにもかかわらず、未払いの状態が改善されなかったもので、明け渡しを求める法的措置をとると議会に説明がありました。森町営住宅管理条例では、家賃は当月分をその月の月末までに納めなければなりません。家賃3カ月以上滞納したとき、直ちに退去するように請求するがありますとなっております。また、連帯保証人もつけております。条例に従ってやれば、こんなに大きい滞納額にならないと思いますが、いかがですか。

（2）、荷物だけあって、本人は他町にいる息子や娘のところに住んでいて、何年間もいない入居者がおります。実態を知っておりますか。

（3）、家族が1人になっても3DKに入っている方がおります。3DKは、家族の多い人たちのためのものだと思います。家族が少なくなったら、有効活用の観点からも住みかえを検討してみてもいかがでしょうか。

以上です。

○町長（梶谷恵造君） 黒田議員のご質問にお答えします。

まず、1点目についてですが、森町営住宅管理条例第42条第1項第2号において、家賃

を3カ月以上滞納したときは当該住宅の明け渡しをすることができると規定されており、さらに森町営住宅使用料滞納整理処理要綱第2条及び第3条において、家賃の滞納額が3カ月以上の者に対して催告書の発送及び納付指導を行い、滞納が6カ月分となった滞納者については連帯保証人に納付指導依頼書を送付することができるという規定があります。議員ご指摘のとおり条例、要綱にのっとり事務をしていれば、このような滞納額にならなかったと判断されるところであります。担当課は催告書の送付及び納付指導を行い、その結果誓約書の提出並びに滞納額の一部の納入もあったことから、本人の納付意思があると判断をいたしました。ところが、滞納者においては誓約の不履行と同時に、連絡もとれなくなり、結果として滞納額も膨らんでしまったところでございます。今後は、昨年より既に取り組んでいるところでありますが、条例、要綱にのっとり、連絡保証人への依頼並びに納付指導を徹底してまいりたいと考えております。

次に、2点目についてですが、入居の手続による長期不在の届け出や収入申告時に家族の確認などは聞き取りしておりますが、議員のご質問にあります荷物だけあって、他町に住んでいる方の実態については、出稼ぎなどによる長期不在が数件あることは聞いておりますが、詳細については確認されていないところであります。

次に、3点目の住みかえを検討してはいかがとのご質問ですが、町としても実情に合った形で一戸でも多くの住宅を困窮者の方に提供したいと考えているところでございます。議員のご質問のとおり、3LDKに家族数が減っても住んでいる入居者はおりますが、住みかえには本人からの申し出と住みかえ先の空き住戸があることが条件になり、この場合にも町からの強制はできないのが実情であります。今年の春にも3階の3LDKから1階の1LDKへの住みかえを実施しております。黒田議員のご提案のように、条件が整った場合においては入居者の希望に応えるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○15番（黒田勝幸君） 町長、今町営住宅の管理条例、施行規則、このことの内容を言っていました。このとおりやっていないから言っているのだ。滞納の一部納入あったと、それはわかった。だけれども、これだけためておいて、おかしいでしょう。何で条例に従ってやらないのだと言っているのだ。実はここに資料あるのだけれども、これ役場からもらった資料、平成20年の資料、町営住宅入居している滞納者の最高滞納額幾らですかと私担当課に言ったの、20年のときに300万あるのだ。当時の町長に言ったの、そしたら俺知らなかったと、そう言っているのだ。やっていることがおかしいでしょう。町長になったばかりだからしょうがないのだけれども、これが実情なの。しっかり行政やってもらわなかったら困るのだ。今までの職員がこうなの。いまだに改善されていないの。だから、同じこと質問しているのだ。条例に従ってやりなさい。一部払ったからいいとか、町民だから。民間ならそんなことしておかないのでないの、町長借家持っていたら、そういうふうにする、しないでしょ、手続とるよ。入りたい人がいるのだから、やらなければだめだ。決

まりに従って。このとき水道どうなっているのだと聞いたのです。ここに書いてある。当時の課長は、水道料金については3カ月滞納すると20日以内に払わない人に来るように要請して、滞納者と支払いの相談をしますと、それにも応じない方は水道をとめますと言っているのだ。水道課はそういうことをしているのだ。だから、町営住宅もしたらいいのではないの。何を言いたいかということは、24年末の納税額ですよ、4,500万円。これは単年度ではなくて、いわゆる滞繰分、5年分なのだけれども、4,500万円なの。これ決算書見たのだから、4,500万円。そうしたら、払っている人と不公平が起きてくるでしょう。それを言いたい。家賃だけでなく、税金もみんな同じなのだけれども、こういうことがあるから、不公平のないようにしていただきたい。

○議長（野村 洋君） 静粛にお願いいたします。

○15番（黒田勝幸君） だから、役所なのだから、決まりに従ってやっているのだ。役場に何か頼みに来るでしょう、そうすればこういうふうになっているからと職員ははねてしまうよ、なっているからとはねてしまうのだ。けんもほろろに物によってははねてしまうの。それなのに、決まりどおりやっていないのだ。それを言いたい。頼みに行けば、決まりがこうだからと言って、決まりがあるのにやっていないから言うのだ。その辺きちっとやってください。町長なのだから、やってください。

それと、長期不在の話、これ何年かに1回ちゃんと調べなければだめだ。一回入れば、もう調べていないのでないのかな。働きに行っているのならいいのだ。働きに行っていないのだ。現状を知っているから質問しているのだもの。だから、家賃払えばいいということではなくて、入りたい人がいるのだから、その辺も申し込んだとき、入居したときと何年か後に状況が変わっていないかどうかということを調査とか精査とか、調べる必要だなど、こう思っています。

それから、1人でいるのに3DKに住んでいると。実際に私の友達で入っている人いるから言っているのだ。その方は、結婚して2人子供おりました。ところが、もう30年も住んでいるものだから、旦那さんも死んで、子供もみな結婚して、うちにいないで、母さん1人でいるわけ、それで3DKにいるわけ。家賃払っているのだからいいのだかしらなくても、そうでないでしょう。入居条件みたいなのあるでしょう、申し込めば家族構成聞くでしょう。家族構成聞くのだ。家族構成によって申し込んでいるのです。だから、町長は、さっき聞いたら、本人から申し出なければできない。それなら一生できないでしょう。これなら生ぬるい。こんな考え方ならだめだ。そうではなくて、中身精査して見直しなければだめだ。それならいつまでも家族の多い人入れないでしょう。町営住宅なのだから、有効活用しなければだめだ。民間ならいい、金払えばそれはそれでいいけれども、町営住宅は家賃もらえばいいということと違うでしょう。町民の、特に生活困窮者というか、所得の少ない人、銭このある人は民間へ行けばいいのだもの、所得の少ない人のためにやっているのだ。だから、賃貸料だって所得によって決まっているのだ。みんな一律でないのだもの。それはどういうことかといったら、やっぱり収入の少ない人を対象に町で

考えてくれているのだ。それが行政でしょう。錢このある人は何も心配要らないのだ。その辺町長どう思っているの。

○町長（梶谷恵造君） 黒田さんの再質問にお答えをいたします。

私も言いわけ的なことは申し上げたくはございません。実際に、1点目でございますが、町といたしましては先ほど最初答弁したとおりなので、滞納額の大変大きい方です。ただ、その中でここまでにくる、それ以外の方々に対して平成25年度から法的な措置をとってまいりました。これは、私になってからだと思います。このときに28名滞納者があって、その28名のうち27名につきましては今現在法的な措置をとった後、きちんと家賃を払い、ちゃんとした形で返済中で、それまでの滞納額につきましても返済中でございます。ですから、担当課は何もやっていないとか、そういうことではなくて、真剣に今取り組んでいる最中でございますので、この辺はご理解をいただければなと思います。ただ、その中でも、この1件の方につきましてはどうしても連絡もとれない。ただ、いろんな個人の荷物として勝手に処分できないものですから、これはやっぱり法的な手続を進めて、最終的に退去を願う予定であります。これは断固として町としては執行していくつもりでございますので、これはご理解いただきたいと、そのように思います。

また、2点目の長期不在者でございますけれども、これにつきましてはやっぱり調査必要だと思います。この長期不在者、まず家賃の滞納はございません。ないからといって、これは住宅、低家賃を希望している方々の希望をかなえるためにはそういった方々にはきちんと、物置ではございませんので、物置の場合はちゃんとしたレンタル物置だとか、今は世の中進んでいてありますので、そちらを利用していただくような、そういったことも入居者と相談していきたい。その前に、まずは状態をきちんと調査する必要があると思いますので、これは調査させていただきたいと思います。

また、3点目の住みかえでございますけれども、なかなか生活が大変なので、低家賃で公営住宅に入りたい、そういった方々の希望をかなえるためには必要だと思います。ただ、今住んでいるところを引っ越しする場合に当たって、こちら側から申し出た場合には引っ越し費用をどうするかという課題が出てまいります。それと同時に、もう一つ、3LDKと1LDKとかと家賃の額違いますから、住みかえを進めるということは費用負担の減にもかかわることもございますので、それは家族構成も含めた、勝手に調査するわけにはまいりませんので、一度入居者との相談ということになると思います。子育て支援なども考えれば、子供を育てるためにお金がかかって、低家賃住宅に住みたい、そういった方々も中には町内におりますので、そういった方々のことも考えながら、ほどよいと申しますか、適正な住宅の貸し付け方というものを考えながら担当課と取り組んでまいりたいと、そのように思います。これからもその点を肝にきちんと置きながら、困っている方々に住宅を提供する、そういったことを取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問ありませんか。

○15番（黒田勝幸君） 一回に聞けばよかったの、ごめんね、もう一回しゃべるから。

今回の滞納者の額は120万か、それはいいのだけれども、現時点で滞納者の最高額って何ぼになっているの、わかったらそれ1点と、それと連帯保証人のかかわりです。入居するときに連帯保証人つけているのですけれども、随分滞納者がいるわけでしょう、そういうような中で過去に連帯保証人が滞納者の分払った人がいるのですか、具体的にその辺お願いします。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時48分

再開 午前10時49分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○町長（梶谷恵造君） 再々質問にお答えいたします。

今現在の最高滞納額の方は、約ですが、274万円です。この方は、今現在6万円ずつ返済中でございます。

それと、連帯保証人が家賃を肩がわりして支払ったということは、今までのところございません。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 終わりましたけれども。

（「終わりましたけれども、ちょっと今のに対して」の声あり）

○15番（黒田勝幸君） 今町長現時点で274万、相談の結果6万円ずつ払っていると。終わらないでしょう、これいつ終わるの。だって、現在の家賃にプラス6万円払っているのなら終わるかもしれないけれども、現在の家賃もあるので、この中に含まれているのではないの、別に274万円に対して6万円かい、その辺はつきりしないとうまくない。

それと、連帯保証人で今まで払ったことないという返事なのだけれども、そうしたら連帯保証人って何でつけているのか。要らないでしょう、保証人。確かに連帯保証人つける段階ではその人経済的に能力もあったからつけたのかもしれないけれども、かなりの人滞納しているわけでしょう、4,500万だもの。そして、連帯保証人が保証しないのなら、何でつけているの、意味ないよ、連帯保証人、そう思わないかい、町長。ですから、274万現在ある人もどれだけの賃貸料のところに入っているのかわからないけれども、だから住みかえが必要になるわけよ、安いところに移ってもらうとか。家賃の高いところに入っていたら、なかなか274万円、現在の家賃プラス払っていくといたら大変だと思うのだ、この人自体も。だから、こういう大きな金額たまるまで住みかえなりなんなり、保証人も要るわけだから、その中で協議していたと言うでしょう、恐らく、していたらもう少し何とかなるはずなのだけれども、中身が前進していないの。何ぼ言ってもしょうがないけれども、少し検討してください。

○町長（梶谷恵造君） ご質問にお答えします。

今現在6万円ずつの返済中ということでございますが、これは今現在の家賃はまた別でございまして、ご理解ください。また、本人もそのように心を入れかえてと申しますか、考え方を改めてきちんとお支払いしている部分は私どもはやっぱり信頼して、これを入居させることを許したいと、そのように考えます。

また、連帯保証人、確かに今までは形骸化、ただ名前書いていればいいと、そんな感じで、黒田議員のご質問のとおりであったわけでございますけれども、平成25年度、私就任させていただいてからはこれをきちんとしましょうと、そういうことで平成25年度から取り組んで、今現在改善されつつございます。この後、今まではただお金の返済に関しては恐らく連帯保証人の方々も支払う気持ちというのは持ち得ていなかったと思いますが、今後は入居者が余りにもきちんとしない場合、規則にのっとっていない場合は返済していただく、そういった責任があるということも伝えながら今後取り進めていきたいと、そのように思っております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 以上で15番、黒田勝幸君の質問は終わりました。

次に、国民健康保険税率等の見直し（資産割の廃止）について、2番、山田誠君の質問を行います。

○2番（山田 誠君） 通告のとおり、1問質問させていただきます。

国民健康保険税率の見直し、資産割の廃止等についてでございます。森町の国民健康保険税率は、1つは所得割、被保険者の前年度中の基準総所得金額に対するもの、2つ目は資産割、被保険者の固定資産税等に係るもの、3つ目は均等割額、被保険者1人ごとのもの、4つ目は平均割額、1世帯ごとのもの、以上1から4までの合計額でございます。これに基づいて現在の1年間の国民健康保険税となりますが、税負担の公平性を図るため、資産割額を廃止すべきであるというふうに思っております。その理由といたしましては、利益を生まない居住用等の資産にも課税されておるということ、それから資産割は固定資産税と重複課税との捉え方が強いということ、それから所得のない方にも資産割は課税されるため低所得者層の負担ともなっている、それから後期高齢者医療制度では資産割課税は採用されていないといったものがございます。今までの4方式から3方式にし、資産割が廃止されることによって税の不足分は主に所得割が補うことになると思われますけれども、現在我が森町の国保財政は大変厳しい状況になっていることから、課税方式を変更することは各所得者層の負担等にも配慮したバランス重視の対応になるものと思っております。応能、応益の基本的な考え方はあるにしましても、その核心は課税額は納税者の能力に應ずるべきであるという配分原則がございまして、財産額が能力をあらわすものとされてきましたが、租税負担能力は個人の給付能力に応じて課税すべきでございます。以上のことにより、次年度、平成27年度より国民健康保険税の公平、公正を確保するために資産割を廃止し、4方式から3方式へ移行すべきと考えますが、町長の所見を伺います。なお、

道内市町村では、46自治体が3方式を採用し、渡島、檜山管内では函館市、長万部町、上ノ国町、せたな町、乙部町が実施しております。

以上、よろしくお願いいたします。

○町長（梶谷恵造君） 山田議員のご質問にお答えします。

国民健康保険税等の見直しにかかわる資産割の廃止についてであります。議員ご承知のとおり、国民健康保険税は医療分、後期支援分、介護分の3つの部分から成り立っており、それぞれ賦課方式、税率が定められています。賦課方式は、地方税法に規定されており、国民健康保険事業に要する費用を医療費等の推計などをもとに税率を設定し、次のいずれかによる方式で案分し、賦課することとされています。①といたしまして、所得割額、資産割額、被保険者均等割額、世帯別平等割額によって案分する4方式、②の所得割額、被保険者均等割額、世帯別平等割額によって案分する3方式、③として、所得割額、被保険者均等割額によって案分する2方式、以上3種類のうち、森町の医療分賦課方式は①の所得割、資産割、均等割、平等割から成る賦課方式4を採用しております。平成25年度の保険税算定額は5億4,509万円で、うち所得割は2億6,648万円で48.88%、資産割は4,130万円で7.58%、均等割は1億5,703万円で28.81%、平均割は8,028万円で14.73%となっております。ここから保険料軽減、賦課限度額を超える額を差し引いた保険税調定額は、4億2,764万円となっております。

議員ご質問のように、資産割賦課については収益を生まない資産への課税、低所得者層の負担増、二重課税感があるということで、都市部を中心に資産割廃止、資産割の配分化率を段階的に引き下げている自治体の増加については承知しております。国民健康保険税の資産割額は二重課税ではないかのご意見ですが、二重課税とは一般的に同一の目的で同一の課税客体に税金を賦課することを示すものであり、国民健康保険税の資産割額は国民健康保険に必要な費用に充てる目的で国民健康保険加入世帯に賦課しております。一方、固定資産税は町の行政サービスの費用に充てる目的で固定資産の所有者に賦課しているもので、目的が異なります。以上のことから、国民健康保険税の資産割額は二重課税には当たらないと考えます。国民健康保険税の賦課方式については、長い保険運営の歴史の中で地域の状況に応じて市町村ごとに決めてきた経緯があります。森町は、所得の低い加入者の保険税負担に配慮しながら、将来に持続可能で安定した国民健康保険を運営するために4方式が最も適していると考え、採用しております。しかし、後期高齢者保険制度が創設されて思う、国民健康保険の加入者は減少し、そのことに伴い、資産割の占める割合は減少しております。また、国民健康保険は国の方針で2017年までに都道府県への広域化が進められているところですが、固定資産税を北海道全体で名寄せすることは困難であることから、これからの議論となりますが、後期高齢者保険同様の賦課方式が考えられるところです。一方、賦課割合は、応能割と応益割、これは50対50に保つ必要がございます。資産割を廃止しますと、その分を所得割に求めた場合の試算では現在の7.5%を約9%への改定が必要となります。このことで中高年を中心に保険税が急激に増加するなどの影響を踏ま

え、資産割のあり方について国保運営協議会を初め、議員の皆様とも今後協議を重ねながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○2番（山田 誠君） 若干町長とニュアンス違いますけれども、国民健康保険税率等の見直しというのは、国保会計の健全化を図るというようなことでございます。町長知っているかどうか分かりませんが、今森町の国保税の収納率、これ平成23年度でございますけれども、全道町村123町村のうち122番目です。後ろから2番目。一番最下位は新ひだか町。それで、収納率は幾らだといったら、森町は85.96%、新ひだか町は85.92%、若干違いますけれども、1人当たりの調定額というのは森町は8万8,000円くらいなのです。それで、全道の96位なのです。それから、新ひだか町は8万9,000円なのです。そういうようなことを町長は知っているかどうか分かりませんが、後ろから数えて2番目というのは全く不名誉な話だと思います。ちなみに、今森町の国保税の収入未済額幾らあるかわかっていますか、毎年滞繰含めて3億あるのです。不納欠損は、毎年2,000万円ぐらいある。相当厳しい財政状況になっているのです。こういうのを町長どう受けとめるかわかりませんが、ちょっとその辺もお聞きしたいなと思っています。

一方、森町の一般会計から繰り出しているルール分、これは基盤安定負担金とか支援金とか、出産育児一時金とか財政安定化繰入金とか、人件費とか物件費とかいろいろあります。そのほかにルール分以外に幾ら出しているか、毎年1億ずつ一般会計から繰り出しているのです。これは、単純に赤字の補填部分ですよ、町長、赤字の補填部分を出している。そのために一般会計も相当圧迫されているわけですよ、出すために。これは、やっぱりおかしいと思うのです。当然特別会計ですから、企業会計と同じく独自会計で費用を賄うというのが原則なのです、通常は。だから、いかに徴収率を上げるか、または上げやすくするかということを考えるべきであります。当然医療費の抑制も出てきますけれども、そういうことを考えるべきだと思うのです。

そこで、渡島管内で上手に、町長はさっき安定化方式の4方式を採用したと言っていましたけれども、渡島管内で上手に率を変えて乗り切っている市町村があるのです。北斗市なのです。所得割、均等割、平等割を上げて、資産割を減らしたのです。通常の2分の1にしているのです。これは、23年度から執行しているのです。そして、成績を上げている。均等割額だとか平等割額、これは低所得者層の軽減がございますけれども、税の公平、公正性を求めて総合的にどの階層も税金を納めやすい、納めれる、そういうできる税率を森町も模索すべきだというふうに思っております。先ほど町長は、都市の部分については収益性がないから、みんな資産割を外していますよと言っていますけれども、森町も全くそのとおりなのです。全然収益が上がってこない。低所得者もそうなのです。だけれども、軽減の税率の部分はあるけれども、税金はかかるのです。そういうことをきちっと模索した上で、納税意欲を奨励して、住みよいまちづくりに向けて町民の期待する行政を私は執

行すべきだと、そういうふうに思っています。

道の国保連合会でございますけれども、先ほど町長は2017年から広域扱いになるだろうという関係ありましたけれども、これもなかなか難しいだろうと思いますけれども、道の国保連合会では全道で3町村についてこれらの関係の調査検討資料をつくってくれるはずなのです。私はそう認識しております。そういう制度があるわけなのです。だから、そういうのも活用すべきだろうと私は思っております。応能、応益の原則も理解できないわけではございませんけれども、さきに述べましたように、現実を直視して現在の4方式から3方式へ内容を精査して国保税率を改正する考えはないか、あるか、再度お伺いしたいと思います。

○町長（梶谷恵造君） 再質問にお答えをいたします。

縷々いろいろと山田議員からのご指摘、ご提言もございました。ご質問と収納率のかかわり、それはまた別物だと、そのように若干考えます。まず、税率の改正、払いやすい保険税のあり方ということでもありますけれども、今人口の形態、それから年齢別の形態がどんどん各市町村変化しております、当然団塊の世代が65歳を迎え、今後国民健康保険を利用する方がどんどん減ってくる。そういったものも考えて、いろいろと各市町村模索をしている部分もあるかと思えます。そういう中で、資産を持ち得ているのが高齢者であって、今後保険税の賦課をされる方が資産を持ち得ない、そういう可能性のある方々、市、都会等も含めてそういうところは資産割の賦課を減らしてきているのだろうと、そのように考える部分もあります。また、資産割を廃止した場合に、先ほどの答弁でも若干申し上げましたけれども、当然違う部分で税収を補わなければならない。そういったときに、議員のご質問の中にもありますように、低所得者の負担をなるべく軽減したいということ、で議員は提案なさっていますけれども、結局低所得者の負担を増やす可能性が大きい、そういう可能性があります。そういったことを考えれば、議員ご指摘のように資産割合を廃止することが本当に納めやすい保険税の税率改正につながるのかどうか、ちょっとこれは検討しなければならない部分だなと、そのように考えます。

それと、今全体、全道131市町村の中で75%の市町村がこの4方式、森町と同じ方式を採用しております。確かに市町村によっては、また地域においては3方式が検討の結果すぐれているという、ちょうど適しているということで今現在も3方式で賦課されている部分がございますけれども、まだまだ大変少ないのと、やっぱり地域的な資産のあり方、それから資産の活用の仕方というのも地域によっていろいろ実情もあるのかなと、そのように思っております。これはあくまでも今後の課題でございますので、私も先ほどの答弁でもお答えしているように、今後この資産割合のあり方については安易にそれを簡単に廃止するというのではなく、いろんな方向性、それから今後の国保のあり方についてという観点から総合的に考えていかなければこれはならない、そういう問題だと思っておりますので、今現在のところはこれについて取り組むのではなく、まず検討していく、協議をしていく課題だと、そのように思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再々質問ありますか。

○２番（山田 誠君） 再々する前に、町長の認識ちょっと違うのではないかなと思うのは、収納率と賦課方式は因果関係がないような言い方していますけれども、これ違うのです。医療費用がかかれば、医療費が多くなると保険税の医療補助が必要になってくる。だから、保険税を上げるという格好になるのです。かからなければ、例えば保険の医療のほうで各町村一生懸命やっていますよ、病気にならないように。だから、病気にならないければ、保険税要らないのです。例えば森町の住民が一人も病院にかからなかったら、保険税ゼロでいいのです。だから、町長の認識ちゃんと変えてもらわないとだめです。かかれば上げていかざるを得ないのです。それだけ取らなければならないのですから、その辺きちっと頭のどこかに入れておいてください。

それから、若干前向きな答弁というか、方向性が見られますけれども、言っておきたいのは、時代の変遷とともに物の考え方、思考的なものが変わってくるわけなのです。だから、旧来のような考え方でいいのだということにはならないのです。先ほど町長言っていましたけれども、応能、応益もある。都市の部分は、収益性がないから廃止すると、当たり前の話なのです。高齢者が増えてきたから資産割が減るということはある得ない話ですよ、相続するわけですから。若いのが相続するわけですから、課税客体は同じなのです。だから、そういうことも踏まえて、町長、もう少し現実的なもので考えていただけませんか。例えば例挙げますけれども、渡島の振興局に滞納整理機構ございますけれども、これはある町村ですけれども、そこに行った町村の職員が帰ってきてから町理事者とけんけんがくがくと議論して、保険税に対する認識を新たにして、町民にもPRして成績を上げていく町村がこの近くにあるのです。だから、町民の指導もあるのです。徴収率が異なるとさっき言っていましたけれども、向かいの豊浦町、あそこなぜ成績がいいかわかりますか、そういうものだという認識が小さいときから離れないのです。だから、税金は払うべきものだ。さっき某議員も言っていましたけれども、住宅料が残ったって関係ないと、催促来るまでいいと、全く同じなのです。簡単に言うと、森の町民の質が私は低下していると思うのです。そうでなくて、知恵を与えて、知識を与えて、まともな考えができる人間をつくらなければだめなの。そして、収納率を上げていただいて、さっき言ったように住みよいまちづくりのために行政を執行していただきたいのだ。そのために町長は入ったのだから、自信を持ってやってください。最後、もう少し進んだ回答をお願いします。

○町長（梶谷恵造君） 再度応援のご質問にお答えをいたします。

いろいろな部分で議員ご指摘のような部分もございますけれども、町といたしましても私になってからもいろいろな外出支援策ですとか、健康保険税の低減と申しますか、保険なるべくかからないように、高齢で寝たきりだとこれはどなたの望ましいことではございませんので、少ないながらも議員の皆さん方のご了解をいただいて、冬場の外出支援策、健康の保持につながる、そういった部分は取り組みさせていただいております。もちろ

ん温泉の入浴券もそのとおりでございます。タクシー券もそうです。そういった部分も含めまして、いろんな策を講じながら今現在私ども町の方々に保険税の低減と、当然収納率の向上についても取り組んでまいっております。この中で、またそれに対して画期的な、これをぽんとやると1年か2年で改善になると、そういう取り組みというのはなかなかいいのは議員もご存じのとおりだと、そのように思います。もと一生懸命行政側にいた人間ですから、それは十分ご理解の上で今回も質問しているなど、そのような気持ちを持っているわけでございますけれども、町全体でみんなが同じ方向、前向きな方向を向いて取り組まなければならないというのは、これは全く同じことでございますので、行政は行政として一生懸命町の方々にいろんな点でアピールをしながら、それから当然支払いをいただく、先ほどの同僚議員のお答えもそのとおりでございます。きちんとした対応をしていくと、そういったことを取り組んでまいりますので、議員の皆さん方も山田議員初め多くの皆さん方が同じ気持ちで町民の方々に納税意識の向上と、それからいろんな健康対策、そういった部分についても取り組んでいただけるようお願いを申し上げたいと思います。これからも前向きな部分ではとつてもいろんな意欲がございますので、これは日々皆さん方とさまざまな点で協議をさせていただきながら取り組んでまいりますので、よろしくお願いを申し上げながら、最後の答弁としたいと思います。

以上です。

○議長（野村 洋君） 以上で2番、山田誠君の質問は終わりました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時21分

再開 午前11時31分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

次に、ふるさと納税について、7番、西村豊君の質問を行います。

○7番（西村 豊君） それでは、通告に従いまして、質問させていただきます。

最近ニュースでよく耳にするふるさと納税制度についてですが、ふるさと納税は個人住民税の寄附金税制が大幅に拡充された形で導入されたもので、いただいた寄附金は町政運営の財源として使うことを目的としております。当町でもふるさと納税制度を取り入れておりますが、平成24年度決算書を見ましたら、およそ105万円の寄附があったようで、その際に感謝の気持ちとして当町も特産品などを送るべきと思われますが、当町ではすぐれた特産品があり、ふるさと納税での予算拡大が目指せられると思われます。そして、特産物を送る際に生産会社のパンフレットなどを同封することで個人での購入も見込まれると思われる、また寄附金用途を明確にすることで信用性も増し、これらを実現させることで、より当町の財政への手助けとなっていくと思われます。町長のお考えを聞かせてください。

○町長（梶谷恵造君） 西村議員のご質問にお答えします。

ふるさと納税制度は、生まれ故郷や応援したい自治体に対し、個人が貢献の気持ちを寄附金としてあらわし、寄附金額に応じ、住民税と所得税について優遇が受けられる制度であります。当町におきましても、森町ふるさと応援寄附金条例及び施行規則に基づき、ホームページなどを通じて広く呼びかけてきているところであります。自主財源確保に向け、周辺自治体におきましてもふるさと寄附金制度に係る寄附金募集の取り組みについては地域の実情に応じてさまざまな手法でPRを行ってきております。議員ご提言のとおり、当町にはすぐれた特産品があり、お礼として特産品を送ることで産業振興のPRに活用できるものと私も考えているところでございます。寄附金本来の趣旨は、まちづくりのために役立ててほしいとの思いで寄附者の善意で行われるものであるため、無償で当町へ寄附をしていただいていた方々への配慮も必要であると考えております。今後一定の基準なども検討し、多くの皆様方からの貴重なご寄附を募り、まちづくりへ役立ててまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○7番（西村 豊君） 今の答弁の中に、森町もやっているということでしたが、ホームページを見ても、あることはあるのです。でも、よそのホームページから見たらおくらしているというか、先ほど僕が言いましたように105万円、これ正確ですかね、それで105万円を寄附した人に、先ほど町長は善意と言っていますけれども、この人はたまたま善意かもわかりません。何件か、件数1件なのか、2件なのか、その辺ありますけれども、ほとんどの人方は品物を見るというか、商品です。1万円を寄附すると5,000円相当の品物を返してくれるわけですよ、どこの町村でも。森町は、それはないのです。ないから、僕は集まらないと思っているのです。僕も先日2件やりました。ふるさと納税、1件は宮城県の小さなまちだったと思います。そうしたら、お礼にそのホームページにたくさんの商品が、品物があるのです。その中から選んでくださいというのがありました。それが他の町村もたくさんあるのです。僕はこういので選びました。牛の肉なのですけども、グラム数で来るのです。それが250グラムと280グラムあったのです。僕は、当然280グラムのところを選んだのです。寄附する以上は、もらうものが多ければそこにやと思っています。はっきり言って善意でないです。僕は、たくさんお金を集めればいいと思っている。町長は、これは商売になるから、うまくないのだろうけれども、真意はそういうところにあると思っているのです。だから、森町はありますけれども、商品を返すというか、もらいつ放しだと思っているのです。だから、寄附金もふるさと納税もたくさん集まらないと思っています。八雲町にしても函館にしても、たくさんの海産物、農産物、そういうものをプレゼントしているわけです。返しているわけです。それで、やはりふるさと納税がたくさん集まったと。それに対して、八雲町は25年度は858万、24年度が同じく857万。それから、少ないときもあるのです。22年度が153万と載っているのです。その中には、送るもの、寄附した人にプレゼントをやるということでたくさんの商品があるわけです。それを選んでく

れと、1万円寄附すると5,000円相当のプレゼントしますというようなことなのです。森町もそういうことを始めたらいいと思うのです。農産物にしても海産物にしてもたくさんあります。例えば森町には4キロ程度で5,000円のカボチャもあると、そういう話も聞いています。それで、夕張は夕張メロン。それからまた、一番集めているのが鳥取県なのです。これは、農産物、海産物両方あるのです。ですから、八雲町もそうですけれども、森町は両方あるのです、いいものが。これをプレゼントするということの企画を持てば僕は最高にいいなと。そして、よそのまちから見るとおくらしているのです。出足が遅いの。ほかは、八雲町でももう5年も6年も前からやっているわけ。森は、やっても少なかった。少ないので、僕は5,000円相当プラスアルファでやるのも必要なかなと思っております。それで、北海道新聞に出たやつ、ふるさと納税を国でも勧めているのです。協力するということを書いています。これは読んでください。こういうふうなやつでもって国もいろいろな力を入れているわけですから、どうか森町もやっていただきたいなと思っているのです。

まず、1万円の納税で例えばプレゼントするもの、特産物を送るときにプラスアルファを考えたらどうなのかというのが1つ。それから、105万円の寄附の方々、これ何件あったのか。それで、例えばもし何かを差し上げたのなら、どういうものなのか。それと、もう一つが、新たにふるさと納税専門の課をつくってはどうかと私は思うのです。そして、そこには再任用で今おりますそういう人方をフルに使ったらいいと、専門的ないろんな知識があるわけですから、そういう部署をつくってはどうかということですが、いかがでしょうか。

○町長（梶谷恵造君） 大変ふるさと納税に非常に夢を抱いている議員の再質問でございます。お答えいたします。

私も、ふるさと納税は町の貴重な財源として有効的な予算を獲得するのには非常にいい取り組みだと思っております。ふるさと納税だけではなくて、目的ファンド等もございますし、いろんな方々から目的に応じたそういう予算の獲得を今後私も図るべきだと、そのように思っております。そしてまた、ふるさと納税に関しましては、これは特産品の開発、特産づくりにもつながってきますし、そういった特産品が動くことによって経済効果も見込まれます。これがまた町にとっては税収につながってくると、そういう非常にいい方向性の輪ができるということでは大変好ましいことだと、そのように思っております。ある市なのかな、自治体では1億を超えたというふうにも伺っております。これは、私ももう少しホームページのリニューアルですとか、あと宣伝する宣伝の仕方とか、いろいろ考えながらこれから取り組んでいきたい、一度課も含めて勉強させてみたいなど、そのように思っております。

また、専用の課についてでございますけれども、ここはうちの総務が担当になるのかなと、そのようにも考えておりますので、十分これで対応していきながら、本当に人手が必要になったときに議員ご提案のような再任用の方を張りつけるだとか、いろんなことを考えていきたいと、そのようにまず考えるところでございます。

また、最後の105万円の寄附の内訳でございますけれども、これは3名の方です。そのうちほとんどが約1名の大口と申しますか、この方の善意でふるさと森町に対して何かに役立てていきたいと、これがほとんど、99%がこの一人の方のご厚意でございますので、最初の答弁に申し上げましたとおり、善意としてお答えを申し上げます。今後は、議員ご提案のようなふるさと納税をどんどん増やすような、そういった取り組みもちょっと考えていきたいと、そのように思っておりますことを申し上げながら、再質問の答えにしたいと思います。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○7番（西村 豊君） それで、将来的には考えたいというよりも、考えるべきだと思う。違反ではないのだから、寄附金を集めたほうがいい。集めなさい。違反でないのだから。たくさん森にいいものがある。それを全国に発送できるのだから。何でやらない。すぐできるでしょう。それと、八雲は目的を書いているのですよ、インターネットの中に。今年度は、ふるさと納税の使い道ということであるのです。それも調べてちょうだい、書いているから、ネットの中にいっぱい書いている。それで、そういうものもちゃんと目的があれば、それを見て、ホームページを見ながら来ると思うのです。来たときには、そういうふうにして。ただ、町のこれがパンフレットになっているのか、調べても何もないのだ。単品でこうやって載っているだけ。よそは、すごく格好いいし、おいしく見える。俺も牛肉とった。立派だ、こういうのがあるの。こういう中から、1万円寄附すると上げますよとあるの。違反でないのだから、やればいい。やって集めなさい。そして、子供方とかいろんなやつに使えばいい。自由に使えるのだと書いているのだから、たくさん集めなさい。僕は、早急にやるべきだと思っているのです。誰に遠慮ない、何も要らないのだから。もし議会のほうから誰か出てくれといたら、俺出る。行く、行って協力する。すぐでも僕はやってほしいなと、そう思っていますけれども、町長はどう思いますか。

○町長（梶谷恵造君） 西村議員、さっきの聞いたかったことはあれでないですか、ふるさと納税の何に活用したかという報告をしているということでないの。

（「はい」の声あり）

○町長（梶谷恵造君） 力強い応援に対するお答えをいたします。

本当に町といたしまして、非常に我が町特産品がたくさんあります。実際にそのように載せるために、同じ商品が1社ではございません。たくさんの方がございます。農産物においてもそのとおりです。ですから、町がそれを整理することになりますと非常に公平性、それから透明性も必要になってまいります。私は、一番いいのは、先ほどの同僚議員の答弁の中でもその関連があるのかもしれませんが、例えば町の中の物産協会ですとか、そういう業界がございまして。そういったところである程度の交通整理が必要になってくると、そのように思うところです。また、これは観光にもかかわる部分でもあります。ですから、そういったところできちんと整理をした上で、ホームページに載せる、

それからこの商品を使う、いろいろなまず準備が必要になってくると思います。その準備につきましては今後勉強して取り組んでいきたいなと、そのように思っているところです。また、将来的にやるという答弁は、議員勘違いされていると思うのですが、それは人材の配置について将来的には考えるということで、このふるさと納税についてはすぐにも取り組んでいく、そういう部分でございますので、これはご理解ください。

以上です。

○議長（野村 洋君） ふるさと納税についてを終わります。

以上で7番、西村豊君の質問は終わりました。

昼食のため午後1時まで休憩をいたします。

休憩 午前11時51分

再開 午後 1時00分

○議長（野村 洋君） では、休憩前に続き会議を再開いたします。

宮本議員の質問の前に、先ほど黒田議員から商工観光関係で森町へ入られた観光客の数の内訳求められておりましたので、商工観光労働課の新田参事より答弁をいただきます。

○商工労働観光課参事（新田清文君） 先ほどの黒田議員の最後のご質問についてお答えをいたします。

3点ほどあったと思うのですが、1番目のところのどういう方法で入り込み客数の調査を行っているのかというところでございますけれども、北海道庁のほうで北海道観光入り込み客数調査というのを行っております。この方法はというところでございますけれども、各市町村が観光施設、宿泊施設、イベント主催者等々から入り込み客数を報告してもらって、それを北海道庁のほうに報告をいたしまして、それを合算しまして北海道庁のほうで公表しているというところでございます。

次に、2点目でございますけれども、日帰りと宿泊の別の数というところでございますけれども、平成24年度の数字でございますが、平成24年度の数字の森町での入り込み客の総数が83万6,500人ということになっておりまして、そのうち日帰り客が76万7,100人、うち宿泊客が6万9,400人ということになっております。

次に、3点目、最後のご質問ですけれども、消費額等々の調査についてということのご質問があったと思いますが、観光庁の調査で、日帰りのお客様の観光客の消費額が約1万6,000円、あと宿泊客の消費額が約5万2,000円ということで、宿泊客は日帰り客の3倍以上のお金を使っているということが言われているところでございますけれども、各町におきましては非常にこの調査は難しく、この部分の調査については今のところ行っておりません。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） それでは、一般質問に入りたいと思います。

次に、自治体の人口減少について、3番、宮本秀逸君の質問を行います。

○3番（宮本秀逸君） 通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

自治体の人口減少についてでございます。民間の有識者などで作る日本創成会議、人口問題検討分科会が8日に公表した独自の人口推計が大きな波紋を広げております。全体の49.8%、896の自治体が消滅する可能性があるとして指摘されました。地方から大都市への人口移動が今後も続くと想定して2040年の人口を推計したのですが、中でも出産の中心的な年代、20代から39歳までの女性の人口減少が注目されております。このような傾向は、森町も例外ではありません。これまでの少子化対策等をさらに充実されることが望まれております。森町の現状、将来推計、中長期的な対策について伺います。専門的な部署や人材の確保も必要と考えますが、いかがでしょうか。

○町長（梶谷恵造君） 宮本議員のご質問にお答えします。

自治体の人口減少については、全国的な共通する課題として各自治体は苦慮しているのが現状で、森町としても同様であります。先般、議員ご質問のように大学教授や企業経営者から成る民間組織、日本創成会議の人口減少問題検討分科会が将来全国で896市区町村、北海道では147市区町村が消滅の危機に直面するとの試算結果を発表しました。発表されました将来推計人口の数値を見ますと、26年後の2040年の北海道の人口が約408万人、森町の人口が9,551人となっています。4月末の人口が1万7,193人と比較しますと7,642人が減少することになります。また、20歳から39歳人口では、北海道全体で34万人、森町では714人となっています。平成25年の人口が1,618人と比較しますと904人が減少することになります。さて、第1次森町総合開発振興計画の中で2017年の推定人口1万5,942人に定住、移住対策などを重点的に進めることで政策人口の上乗せを図り、目標人口を1万7,000人としたことが、現段階では1万6,500人と予想されるところでございます。

森町では、少子化対策として安心して子供を産み育てられる環境づくりのため、妊婦一般診査費用助成、新生児全戸訪問などを初めとする母子保健事業を進めております。本年度におきましても、新規に風疹抗体検査、ワクチン接種費用助成を実施しています。また、昨年8月から小学校卒業までの医療費全額助成について、本年度からは中学校卒業まで拡大し、子育て支援に取り組んでいます。保育所事業においては、延長保育の延長や小学校学年を対象に適切な遊びの場、生活の場を与え、保護者が安心して就労できるよう、学童保育事業を継続しているところです。さらに、出産を奨励し、人口の増加を図るため、出産奨励金を3人目以降の子を出産した場合10万円の助成を行っています。それぞれの事業の実績によって、人口は減少しておりますが、一定の効果が出ているものと思われれます。さらに検討を重ねて取り組んでいきたいと思っております。少子高齢化が進む中で、予想される急速な人口減少社会を見据え、地場産業の振興はもちろん、今後も着実な取り組みを推進し、住みたくなる魅力あふれるまちづくりに努めてまいりたいと思っております。また、政府が6月下旬に閣議決定する予定の骨太方針で人口減少問題の克服を挙げていることから、国や北海道の動向も注視してまいります。専門的な部署、係の配置につきましては、

少子化対策の具体的な方向性が決まった段階で必要性も含めて考えてまいりたいと考えておりますことを申し上げまして、答弁とさせていただきます。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○3番（宮本秀逸君） 先ほどもふるさと納税の話で、今やらなければいつやるのだみたいな話もありましたけれども、私も全く同じ問題だと思っているのです。人口が急減するとか消滅する自治体が出てくるなんていう話は、ついこの間まで言葉すら聞きませんでした。それがいきなり出てきたような、一般的にはですよ、感じなのです。本当にショッキングな言葉だったのですけれども、まさかそんなことがあるのかなんて思うくらいだったのです。ですけれども、ちょっと自分なりに考えてみたのですが、2025年問題というやつがあるのです。我々団塊が75歳になる年で2025年問題。そして、2040年といいますと、それに15年足して、我々が90歳になる年代です。もうあの世に行くかという年代なのです。一気に一番大きい人口の層がなくなっていく年代です。急減というのがわかるような感じがしたのです。そして、我々の子供がちょうど今難しい時代に入っていまして、結婚するとか、しないとか、婚活やってやらなければ、なかなか嫁さんも来ない、婿も探せないみたいな、そういった非常に微妙なといいますか、難しい時代に入ってきたような感じがするのですけれども、そんなときにあって、本当に喫緊な課題だというふうに私も実は捉えたのです。だからこそ、国でもそういった施策をとろうとしているのだと思うのですけれども、去年の話で出生率が回復したという話がありましたけれども、実際には出生数は回復していないというふうな話がありました。それだけ人が減っていつているというようなことなのでしょうけれども、人口問題は大きな問題があらうかと思います。

そんな中で、いろんな部署、場所でそれを検討していると思うのですが、これは今やらなければいつやるのですかみたいな話に私はつながっていくのだと思っているのです。隣の八雲町でも、聞いた話ですが、きのうの放送だったそうですが、新しく定住してくる人に対しては無償で町有地を提供するとかいう施策も打たれているようですけれども、全国的にこういった例というのはたくさんあるようでございます。森町を考えてみますと、私は道内で一番恵まれている自治体だと思っているのです。といいますのは、産業的にもそうですし、交通の便からいいまして5号線初め、高速も通りましたし、それから新幹線も隣まで来ましたし、交通の便では一番便利なところにあると私は思っている。気候的にもそうだと思っている。だから、森町ほどすばらしい条件に恵まれた、環境に恵まれたところはないというふうに言っても過言ではなかろうというふうに昔から思っていました。これは人に言われたことだったのですが、30年、40年前からそう思って、ここにずっと私は定住してまいりました。そんな中で思うのは、なぜこの森町から人が出ていくのか、森町の人はずなぜ出ていくのだということなのです。こんないいところにいる、何で出ていくのみたいな気持ちが私に、よそから来たやつにするとそんなに思えるところなのです。こんないいところ日本にないみたいに私思うのです。だから、そこら辺の訴えが私はやっ

ぱり弱いなど、この時代にあって弱過ぎるなと思うのです。もっと全国にアピールしてもいいでしょうし、求心力がそこに出てくるだろうと私は思っている。それをやるのが今の町政であるのだろうというふうに思っているのです。町長がふだん言われているような小水力だとか風力だとか、自然エネルギーを組み合わせていきますと、先日全協で話がありました濁川の問題のそうだけれども、北海道で唯一地熱をやっておりますし、冬場でも野菜がとれていくなんていう環境はほかにございませんから、道内では最もすぐれた場所だと私は思っているのです。もっともっと日本中にアピールしていけるところです。だからこそ、若者が出ていかないような、減少をとめるような施策が打てるのではないかというふうに思っているのです。そこをやっていただくのが町長の腹だというか、打ち出せる施策だというふうに私思うのです。

そういった意味で申し上げるのですけれども、人口の減少はなかなかとめられないけれども、急激な減少だけは何としてもとめなければならないということを最近とみに言われております。先ほど数字をいろいろ言われましたけれども、それは新聞にも発表になりましたので、大体それはうかがうことができるわけなのですが、これを本気で扱うような部署というのが私はなければだめだと思っているのです。それだけショックなことだったのです。自治体が消滅するなんていうことは、今までは考えられなかった。自然に減っていくのだろうというふうに私は思っておったのです。そして、何十年間のうちにやっぱり減ってはいくのだろうけれども、消滅という言葉は頭になかったのです。それが大っぴらにこうやって報道されるようになりますと、これは本気で考えなければならぬだろう、そういうふうに思います。自然環境のアピールだとか、地理的なこと、産業的なこと、さまざまなことをアピールするのと、それと思い切った施策というのでしょうか、先ほど子育てからいろんな施策の充実を述べておられましたけれども、それはもちろん一定の評価もしますし、一生懸命やっておられるなというふうに捉えることができるのですけれども、言いかえますとどこでもやっていそうな施策を打ち破っていかない限り、我が町の人口急減の社会というのはとめられないのではないかというふうに思うのです。極論言いますと、例えば子育て世代には住宅料無料にしますとか、あるいは経済も見てやらなければならないわけですから、どうやって仕事を確保するかというようなことになると、これは責任持って町が仕事は紹介しますよと、できる限りのことをどれだけやるかというようなことに今後かかってくるのでないかと、そんな感じがしているのです。その発信がちょっと弱過ぎるなというような感じがするのですけれども、先ほど専門の部署についてはこれから検討した後に必要とあれば考えたいみたいなことも町長おっしゃいました。だけれども、私はそのための部署こそまずつくって、どうするかということを考えていくという、そういった演繹的な発想のほうが私は重要だと思っているのです。今は、もう機能的な発想する時代ではないと思っているのです。演繹的な発想です。こうやるのだと決めてから、さてどうするかというふうに持っていったほうが現実的な話が生まれてくると思っている。効率的な話が出てくると思っている。ということで、まずこれをやるのだというような意

味合いの話を期待して、もう一回質問させていただきたいと思います。

○町長（梶谷恵造君） 再質問と申しますか、にお答えするわけでございますけれども、このたび宮本議員さんもおっしゃっているように日本創成会議の人口減少問題の検討分科会の発表された数字、基本的なタイトルは成長を続ける21世紀のために、括弧書きでストップ少子化と地方元気戦略という目的でこれを小委員会で取り組んでいることでございます。結果の衝撃的な部分だけを抽出して、そして各メディアが取り扱っているような気持ちにはしております。ですから、これは突然今出てきた問題ではなく、宮本議員さんもおっしゃっているように、団塊の世代が今65歳を迎えた。これからあと10年たつと75歳になる。この方々が後期高齢者の部類に今度入っていくわけです。それと同時に、並行して生産年齢人口が徐々に減ってきているのは現状では見えている部分ですから、町内を見回しますと生産人口が地元で確保できないから、国外からの研修生を受け入れながら事業を継続したりしている場合があると、そういったことで、人口減少問題の数値が自治体がなくなるからさらに合併をなさいと、そういうようなことで使われている部分もございます。ですから、これは私は非常に気をつけていかなければならないことだなと、そういうふうに思っております。

人口が幾ら減ろうとも、森町が例えば1万人を切っても町はなくなりませんから、その町の中でさらに住んでいる方々が十分満足されて、そしていかに暮らしていくか、楽しく暮らしていくか、これが問題であって、減って、今度財政が立ち行かなくなるだとか、町の形態がなくなるとか、そういう少し大き過ぎるぐらいの心配事で取り上げられておりますけれども、気をつけなければならないのは、そういう陽動を受けて、大変だと、町がなくなると、そういうことを皆さんがおっしゃり続けると若い方々もこんなところに住んでいられないと、よそに引っ越してしまう、移動する、これが一番怖いことだなと、そのように思っております。ですから、きちっと冷静に受けとめながら、これは自然に人口が厳になるのは一時的に団塊の世代が昭和20年代に一気に人口が爆発的に増えた。これによって日本は非常に高度成長を続けてきましたけれども、今それが縮小の時代に入ったということで冷静な受けとめ方をして私は進んでいきたいなと思っております。ただし、それにしましても、若い方が少なくなるということは町の活気をなくすることでございますので、先ほども申し上げましたいろんな子育て支援策に今取り組んでいるところでございます。

また、もう一つは、今私も就任させていただいて1年半たった中で、この町の目標と申しますか、しっかりしたまちづくりの計画、目標が今のところあやふやな部分がところどころにある。これを正確に、みんなで町民でそこに向かっていこうではないかと、そういう仕組みと目標、計画づくりが大事だなと思っていろいろと調整をさせていただいたり、検討しているところでございます。宮本議員言うように、あるところでは我が町は非常に食べ物も豊富だし、風光明媚で暮らしやすいし、四季折々にきれいなところでもあるし、桜の花は最高の町だということで大々的にアピールしながら、移住人口を増やしていくことも一方では考えております。また、もちろん観光につきましても観光された中でさらに

町に定住してくださるようなことを考える方が増えてくるかもしれないということでは大いに取り組んでいきたいなと、そういうふうに思うところでございます。

また、専門部署についてでございますけれども、そういった関係では、町が中心として専門的な知識を持つ人を雇いながら中心となるということは、先ほどの同僚議員の答弁とも重なりますけれども、1カ所に同じ人間をずっと固定して、固定しなくても専門の部署ということになりますと割とそういう傾向が強くなりますので、これについては必要性も考えて、いろんな検討が必要だろうなと、そのように思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○3番（宮本秀逸君） 若干町長と考案的にニュアンス違うところあるのですが、確かにマスコミの発表ですから、センセーショナルなところを書き出したりする嫌いはあろうかと思えますけれども、私はこういった悪い話というのは真剣にとったほうが後で勝ちだなというふうに思うのです。そういった意味で申し上げるのですけれども、いい話というのはどうでもいいことなのですから、悪い話というのは特に悪いところをとって、我が町はどうなるかという当てはめ方をしていけないとだめだと思うのです。町長も最初におっしゃいましたけれども、今後の推計で若干我が町の人口減も多目に減っていくのかなみたいな話を最初の答弁のときに申されました。そんな中から考えてみますと、こういった悪い話というのは真剣に捉えざるを得ないというふうに私は思っているのです。そして、先とくに申し上げましたように、どうしても人口減が続くとそこに、テレビでもやっておりましたけれども、島から人がいなくなるというようなことで村が消えていく、人がいなくなるというような番組をやっておりましたけれども、その島で起きている問題というのは、本土というのでしょうか、今の九州、本州、四国、北海道、本土というのでしょうか、こっちのほうに必ず将来的に起こってきますよみたいな、そういう仕組みだというふうな話をテレビでやっておりました。

そういったことから推量しましても、人口減というのはどうしようもないことですから、どうしようもないくらいまでいっていますから、仕方のないことですが、幾ら和らげるか、そして本当に自分たちがそれをストップさせようという意欲があったのか、本気で努力をしたのかということが将来的に問われてくると思うのです。あのときあなたたち何やっていたのみたいなことになったときでは、もう間に合わないわけですから、だからこそ自分たちがどれだけ、自分の力があるか、ないかというのは別にしまして、町としてこれだけの取り組みをやりましたという本気さが果たしてあるのかなと。あったにしても、今考えられるだけのことというのですか、一般的に言われているような支援策で終わったのではないかという反省が将来的には恐らく出てくるかもしれない。そういったことを避けるために、本気で私はあのときこう立ち向かいましたみたいなのをぜひ梶谷町長の時代にやっていただきたいというような、こんな感じがするのです。確かに一朝一夕で事をなし得るとは思いませんけれども、そのために本気で取り組むという意味合いからして専門

の部署をつくったらどうですかという提案を再三申し上げているのです。確かに固定化する可能性は、嫌いはあるかもしれませんが、固定化してもやっていくべきだというふうに私は捉えているのです。今考えれば、なかったのがおかしいと、少子化が叫ばれてもう10年たちます。完璧に10年たちますから、その間どこかの部署でもちろんやっていて、政策もやってきたわけなのですけれども、専門的な部署というのはなかった。今になって衝撃的な話になってきたのです。そのときにやらないという法はないと思っているのです。これは、ぜひやっていただきたいと思います。もう一回お聞きいたします。

○町長（梶谷恵造君） 再々質問にお答えいたします。

私も宮本議員同様、楽観視をしているわけではございません。非常に真剣に捉え、取り組んでいかなければならないなという気持ちでいっぱいでございます。そういった部分につきまして、まず移住の促進ですとか、以前からいろいろと町でも取り組んで、からまつの森の定住化ですとか、いろんなことを踏まえながら、また同僚議員の以前からの質問にも、空き住宅を大いに活用してはどうかとか、いろんなご意見がございます。そういったものも含めまして、この森町がいかに魅力的で、住んですばらしいところなのか、今現在でも高速道路のインターチェンジが2カ所ある。1年9カ月たちますと新幹線の駅は15分から、遠くても30分の圏内にあると。当然食べるものから、季節の風光明媚な部分から、温泉から、たくさん魅力的なものがあるという点では今後大いにPRをしていきたいなと、そのように考えております。また、東京にございます森町の名前をかした居酒屋についても、あそこでもまた森町の食材のPRをしていただいているところでございます。そういったことで、今はいろんなあらゆる手だてを考えながら、今後もますます森町を見ていただくお客さんを連れてくる、そういった部分で一生懸命商工労働観光課でも大沼、環駒ヶ岳の関係で七飯町、鹿部とも取り組んでおりますし、まず取り組み自体は全く間違っていないと思いますし、またさらに来ていただいたお客様をがっかりさせない。来たら、何だ、話と違うのではないかと、そういったことがないような、それが一番大事なかと、そのように思います。宮本議員さんも移り住まれた方ということで、非常に参考意見を述べていただいているということで、私感謝を申し上げるところでございます。今後森町外からのご意見をいろんな角度からも拝聴しながら、町内では魅力を感じ切れない、そういった部分もございますので、多くの意見を聞きながら取り進めていきたいなと、そのように思うところでございます。

専門部署でございますけれども、これにつきましてはまだもう少しの間、時期は早いのかなと、そのように思います。今後本当に煮詰まってきましたら、こういう部署は設置してもいいのかなと、もしくは町の役場に置くのではなく、先ほども申し上げましたとおり物産協会ですとか、観光協会ですとか、こういう経済界の中に置くというのも一つの方法かなと、そのように考えるところでございます。

以上を申し上げさせていただきます、答弁とさせていただきますと思います。

○議長（野村 洋君） 自治体の人口減少についてを終わります。

以上で3番、宮本秀逸君の質問は終わりました。

次に、食物アレルギー対応について、11番、小杉久美子君の質問を行います。

○11番（小杉久美子君） 食物アレルギー対応についてお尋ね申し上げます。

文部科学省では、食物アレルギーによる給食での事故を防ぐため、学校側に児童の疾患の種類や程度を正確に把握するよう求める方針を決め、この春食物アレルギーがある児童生徒について医師の事前診断を義務づけることを全国の学校向けに通知しました。これまで学校側へのアレルギー症状の申告は保護者の判断に委ねられていましたが、平成24年12月に東京都調布市で学校給食終了後に食物アレルギーの疑いにより児童が死亡した事故を機に、再発防止策を検討してきたものです。森町では、食物アレルギーを持つ児童生徒の申告数が昨年度45名と渡島管内で一番多いという報告を受けており、これは保護者の判断による申告がほとんどのようです。以下お尋ねいたします。

現在医師の診断を受けての申告は何名いるのか。

2点目、諸事情によりアレルギー検査をまだ受けていない児童生徒への対応をどうしているのか。

3点目、献立によっては一部弁当対応の児童生徒もいると思うが、その部分の給食費は減額になるのかどうか。

4点目、除去食対応や代替食対応は何名まで対応可能なのか。

以上4点についてお尋ねいたします。

○教育長（香田 隆君） 小杉議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、森町の学校給食センターの食物アレルギーに対する取り組みについてご説明をさせていただきます。森町では、議員ご指摘のとおり、全国各地での食物アレルギーによる事故が相次いでいることにより、平成25年度中に給食センターの施設、設備面などからアレルギー対応の見直しを図ってまいりました。その結果、除去食、代替食を調理する際に、調理場の設備の関係上原因食物の混入を100%防ぐことが大変難しいという見解に至り、除去食、代替食の提供は行わないことといたしました。これらの対応の見直しについては、保護者の皆様と面談や電話でお話をさせていただき、理解を得ながら進めさせていただきました。また、対策として、アレルギーを持つ児童生徒の喫食状況の把握を目的とした対応連絡票やアレルギーを引き起こす原因食物を記載した献立表を作成し、保護者と児童生徒が喫食について相談しやすいように配付し、学校及び給食センターとの連携をスムーズにできるよう情報の共有化を図っている状況でございます。以下、ご質問にお答えをいたします。

1問目は、医師の診断書を提出した児童は1名でございます。

2問目は、昨年度保護者と面談した中で除去食、代替食を提供できない理由を理解していただき、代替の物を持参するようお願いをしております。また、学校では学級担任や養護教諭が対応連絡票に基づいて児童生徒に声がけをしていただき、誤飲、誤食を防止しております。さらに、病院にて医師の適切な指導、相談のもとに食事を進めていくことで

食物アレルギーの治癒や症状の軽減が可能であるというふうに言われておりますので、ぜひ一度医師と相談をしていただくように強くお勧めをいたしております。

3 問目については、食物アレルギー対応の児童生徒が持参する弁当の内容及び持参する頻度について把握しようと努めているところでございます。今後それらを整理、精査し、必要であれば保護者と相談をしながら、減免措置も視野に入れながら検討してまいりたいというふうに考えております。

4 問目についてですが、現在の施設では原因食物の除去が完全にはできませんので、対応はできないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○11番（小杉久美子君） まず、1 点目なのですが、医師の診断を受けての申告は 1 名というふうに今教育長のほうからお話ございました。たしか去年は25年度 2 名と聞いておりましたけれども、今年の申告者数は 1 名ということです。この申告というのは、食物アレルギーというのは卵、牛乳、小麦などがほとんどだと思うのですが、アレルギー検査方法、3 つの検査があるようで、1 点目の血液検査、これは一般的なものです。あと、皮膚試験というパッチテスト等の試験、こういうものの検査では卵、牛乳、小麦のアレルギーの値を知ることができると言われておりますけれども、これも全てが全てというわけではないようです。3 つ目の検査、本当の検査というのは食物負荷試験、これを受けるには道南では函館ではアレルギー科というのはないのです。この検査を受けるためには札幌まで出向かなくてはいけないということで、出向くには金銭的なもの、時間的なもの、それぞれご都合とかあって、なかなか検査を受けられない方も中にはいるのではないかなと、そう考えると、やはり入院もしなければいけない、旅費等も絡んでくるということで、なかなか受ける方が少ないのかなということです。その辺についての相談やら指導やらをどのようにしているか、まず 1 点お聞きしたいと思います。

それと、3 番目の一部弁当対応の給食費の減額、アレルギーを持っているお母さんから聞いたお話なのですが、お弁当を持たせた分給食を食べないわけですから、当然給食費は払わなくてもいいのではないかという質問を私受けまして、それがちょっとわからなくて、質問の中に入れてさせていただいたのですが、今教育長は必要であれば検討したいという答弁されていましたが、納得のいく説明、これは保護者のほうに伝えるべきかなと思っております。

それから、除去食対応、代替食対応は森町では対応しないということなのですが、代替食については家庭から持参すればいいわけなのですが、除去食、今まで卵、小麦粉、牛乳、ほとんどの料理の献立の中には必ずつなぎとして入ってくるものもありますし、そうすると今まで45名、昨年までいた子供たち、その子供たちの対応というのは全てお弁当になっているのかどうか、今現在お弁当を持って学校に来ている子は何名いるのか、その辺についても教えていただければと思います。

○教育長（香田 隆君） それでは、再質問にお答えをいたします。

まず、医師とのかかわりの関係なのですけれども、確かにアレルギー専門の病院は函館地区にはないということで私たちも理解をしております。ただ、先ほど小杉議員が前段2つほど挙げたアレルギー検査につきましてはできますので、できればそういう医師との相談なり診察を受けていただいて、そして子供さんのアレルギーを正しくまず保護者の方がつかんでいただいて、そしてその結果をもって給食センターのほうといろいろご相談をさせていただきたいというような趣旨でございますので、これからも医師の診断については、受けていただくことによって子供さんの食べるものも変わってくると思いますので、ぜひその辺はお願いしたいというふうに考えております。

それから、お弁当対応の減額の関係ですけれども、これもこの間の保護者との協議の中で、お弁当を持ってくるお子さんもいらっしゃいますので、その方につきましては先ほども申し上げましたようにお弁当を持ってくる、例えば主食を持ってくるとか、それから例えば牛乳が飲めないとか、いろんな方がいらっしゃいますけれども、その辺は私たち3カ月ぐらい様子を見て、そして持ってくるものの内容、その辺も精査しながら減額についてお話し合いを進めていくということで保護者の方ともお話はさせていただいております。

それから、お弁当を持ってくる人数ですけれども、これはその都度変わってくるものですから、はっきり今ここで何名とは言えませんが、その日の献立によってお弁当を持ってくる方は若干いらっしゃいます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再々質問ありますか。

○11番（小杉久美子君） 医師の診断の件でもう一度お伺いしたいのですけれども、昨年まで自己申告により代替食あるいは除去食対応で給食を食べていたと、その方が今年度から医師の事前診断、すなわち診断書提示ということでお弁当になるという方だったのですけれども、中学生になれば札幌まで行くということになれば平日だと学校を休んで行かなければならない。検査の費用も結構な金額なのです。今現在受けるとすれば、1品目大体1万5,000円から2万円くらい。種類によっては、卵、小麦アレルギーのほかの食物になると思うのですけれども、結局食物負荷試験を受けるためには1泊2日で行って、費用はそのくらいかかる。森町で8月から乳幼児受給者証が中学生まで配付になるわけですから、あるお母さんは8月になったら札幌まで検査に行っておなくてははいけないのだという、そういうお話も聞いております。それで、アレルギーを持つ保護者の皆さんに本当に納得していただくような説明がされているのかどうか。先ほどのお弁当持参の部分で給食費の減額の部分も含めまして、それから医師診断書をつけないと対応できないのだと、そういう納得できる説明あるいは指導、医師だけからではなくて、森町として栄養士あるいはまた教育委員会から納得できる説明、それから指導、そういう部分の対応についてお尋ねしたいと思います。

○教育長（香田 隆君） それでは、お答えをいたします。

ことしの2月から、新年度に向けてのアレルギーを持つお子さんの対応については、それぞれ保護者の方と面談あるいは電話等で協議をさせていただきました。その中で、給食センターの今までの対応をお話をしながら、来年度からはアレルギーの除去食、代替食がセンターの設備の中ではできないので、その辺の対応を保護者の方と一緒に考えながら進めていきたいということでお話をさせていただきました。そのお話を進めていく中で、特に保護者の方からはいろんな不満ですとか、それから問題もそんなにセンターのほうとしてはつかんでおりませんし、何かあったらいつでもご相談くださいということではお話をさせていただきましたので、今の段階では特にいろんなご不満が保護者のほうにあるというふうには考えておりません。ただ、今申し上げましたように、その辺の細かいやりとりについてはこれからもセンターとして誠実に対応していきたいというふうに考えておりますので、以上よろしく願いいたします。

○議長（野村 洋君） 食物アレルギー対応についてを終わります。

以上で11番、小杉久美子君の質問は終わりました。

次に、解釈改憲による集団的自衛権の行使に伴う町民への影響について、9番、堀合哲哉君の質問を行います。

○9番（堀合哲哉君） それでは、早速質問をさせていただきたいと思います。

首相は、日米同盟強化のために日本国憲法の解釈を変更して集団的自衛権の行使が不可欠であると表明した上で、実際に武力行使をするかどうかは高度な政治的判断が必要であり、時の内閣が総合的に判断することを強調いたしました。この行為は、日本国憲法を国民の意思に反して勝手な解釈をし、武力行使、すなわち戦争する国に変質させる暴挙と言えます。憲法は、時の権力者の暴走を制限し、国民への義務を果たす目的でつくられたものであり、憲法遵守が基本になればいけません。立憲政治を崩壊させる解釈改憲による集団的自衛権の行使について、町民の命を守ることを最大の使命としている町長の見解をお聞きしたいと思います。同時に、これによる町民への影響、自治体への影響もあわせてお聞きしたいと思います。

以上でございます。

○町長（梶谷恵造君） 堀合議員の質問にお答えします。

現在国会では日本が集団的自衛権を使えるようにするため、阿部政権が憲法の解釈を変更しようとしていることで議論がなされております。日本は、憲法9条で戦争を放棄しているわけですが、万が一有事などの際は自国を守るために自衛隊や同盟国などの協力に依存していることは否めないことだと認識をしております。私は、憲法の解釈については国会で十分議論されるべき問題と考えていますが、解釈が変更された場合、それは日本が自国を守るためや同盟国などに対し後方的、側面的支援を行いやすくするためであり、対外的に日本が評価される行動が望ましいと考えております。これが拡大解釈のもと、戦争ができる、またはできやすくするというのが前提の変更であれば、国民の意に反すること

だと思っております。

戦争が起こり得るイメージというのは、国民を初め、地方自治体や町民に抱かせる不安でさまざまな影響を及ぼすものと思料いたします。このような中で、日本が国際的にも評価をされる慎重な議論の展開により、国民の理解が得られる結果を望むところであります。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○9番（堀合哲哉君） もう一度町長にお聞きしたいと思いますけれども、個別的自衛権というのがございまして、憲法の中で日本が、これはみんな想定の話ですから、実際に今後起こり得るということを私言っているわけではなくて、自分の国を守るとか自分の命を守るというのは、これは基本的にあるはずでございます。今国で行おうとしているのは、その話ではない。国権の発動によって武力行使ができますということなのです。憲法9条はどのように書いているかといったら、いかなる紛争の解決にも武力行使はいけませんと、要するに戦争はだめですということなのです。こういう憲法を持っているというのは世界的に珍しくて、日本だけだと思います。それは、戦前の反省から生まれたことだと私は思っています。武力でやって、ほかで紛争地域ありますが、形の上ではそれが終結したように見えますが、ところが中身的にはそうではない。だから、単純に武力で威嚇したり、それを盾にして日本国が平和で、あるいは国際的にも十分な地位を占めるということにはならないでしょう。人間は話し合うという、言語を持っていますから、基本は話し合いでしょう。話し合いに我が国がこれだけの武力が使えますよ、行使できますよとやりますと、北朝鮮の例に見られるように逆に、このようなことを集団的自衛権を持つ国になりますと逆に国際的な反感を呼び、標的の一つにもなる。逆効果であるというふうに思って、あるいはそれで日本の地位が高められるなんていう話ではありません。さきの戦争の反省から、とにかく武力行使はだめなのだとということですから、これは現憲法下においてはどんな解釈をしようとしてもできないことであると、それは今の政府はしっかりと認識すべきだ。もし集団的自衛権を使って武力行使の道を歩もうとするならば、堂々と日本国憲法を変えるべきなのだ。それは、日本国憲法に沿って国民の意思を問うて変えるべきなのだ。一政府のために勝手に解釈して、なし崩し的に武力行使できる国にしてはいけないということを我々国民としては声を出さなければいけないのではないかな。

それで、梶谷町長にお聞きしたいのは、憲法を変えるというのは、日本は法治国家です。立憲政治のもと、いわゆる憲法をもとにした国づくりをしている国でございます。その大もとを変えるのですから、国民の意思を問うてそれを変えていくということを政治が行わなければ、勝手な解釈でやられたらとんでもないことになります。例えば、梶谷町長はそういう方ではないのだけれども、森町にも法律というのがあります。条例です。条例をつくっておいて、時の町長さんが勝手な解釈でどんどんされたら、これはとんでもないことになる。法律なんていうのは要らなくなるのです。ですから、そういう歯どめをかける意味において、そして梶谷町長自身が森町のトップとして条例を守る先頭に立つ、責任ある

一番重要な方でございますので、そういう点から考えて、今の解釈をして憲法を変えするというやり方ではなくて、国民に真意を問うて、それならばしっかりとした議論を尽くして、そして憲法を変える、そういう道に進むべきではないかと私は思うのですけれども、その点の町長ご自身のお考えをお聞きして私の質問を終わりたいと思いますので、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

○町長（梶谷恵造君） 再質問にお答えをいたします。

私自身は、終戦後10年ぐらいたってからの生まれで、実際に具体的な戦争ですとか、そういう体験も経験もないわけでございますけれども、万が一何かあったときには自国愛は発揮して、国民や家族を守るためには戦う気持ちではございます。ただ、それとは別に、今国会で議論されておる集団的自衛権の行使、これにつきましては、具体的に例えば私がやつつけられたらお願いしますね、助けてくださいよ、ただしあなたが誰かにやつつけられても私は助けませんよと、そういうことで同盟関係が成立しますかというような、何かおかしい具体例を出しながら解釈をねじ曲げようとしているというのは私も感じております。そういったところで、それぞれその時々の方が勝手な解釈のもとで行動できるというのは、やっぱりこれは問題があると思いますので、私もし同盟国としてそれを援助するためには、基本的に第9条を憲法を変更してから、それから臨むべきだというふうに思っておるところでございます。これについては、先ほどの答弁でも申し上げましたけれども、最終的には当然憲法改正というのは国民の理解が得られなければできませんので、国民の理解が得られるような結果を心から望んでおります。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 解釈改憲による集団的自衛権の行使に伴う町民への影響についてを終わります。

以上で9番、堀合哲哉君の質問は終わりました。

2時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時59分

再開 午後 2時10分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

次に、条例、規則、規程、要綱、要領などの制定、公布について、学力向上対策について、4番、松田兼宗君の質問を行います。

初めに、条例、規則、規程、要綱、要領などの制定、公布についてを行います。

○4番（松田兼宗君） それでは、通告に従いまして、質問させていただきます。

まず、条例、規則、規程、要綱、要領などの制定、公布についてということで質問いたします。条例は議会の議決の後公布され、規則、規程は町長の決裁を得て公布されると森町公告式条例に規定されております。そこで、以下質問させていただきます。

まず、1つ目に、要綱、要領は行政実務上の処理の方法などを規定するものなど、行政内部の一般的な準則を定めているものでありますが、森町公告式条例を準用しているのか。

2つ目に、平成25年度に制定された条例、規則、規程、要綱、要領などは幾つあるのか。

3つ目に、議会の議決を要しない規則、規程を含め、要綱、要領の制定時に議会への説明が必要であると考えますが、いかがでしょうか。

4つ目に、4月15日の全員協議会において新たに制定される要綱、要領を説明しております。それは、森町固定資産税過誤納金返還要綱、そして森町固定資産税過誤納金返還事務取扱要領であります。その説明したときの判断基準というのは一体何に基づいて説明しているのか。

最後に5つ目に、2カ所の掲示場での掲示で公布されるのですが、同時にウェブ掲示場、ホームページを利用して公布を公示する考えはないのかどうかをお聞きいたします。

○町長（梶谷恵造君） 松田議員のご質問にお答えします。

議員ご質問のとおり、条例、規則、規程につきましては森町公告式条例に基づいて事務処理を行ってきております。1点目の要綱、要領について森町公告式条例を準用しているのかとのご質問ですが、要綱、要領の発令形式としては告示及び訓令の形をとっております。告示が外部に対して周知させるためのものであるのに対して、訓令は組織の内部に対して発せられるものであるとの考えから、告示につきましては森町公告式条例に準じた対応とし、訓令につきましては組織内部のみにおいて周知を行い、例規集に登載しております。

2点目の平成25年度制定の件数についてですが、発布番号につきましては暦年ごとで対応しておりますので、平成25年度中に制定された件数は条例35件、規則23件、規程6件、要綱、要領等22件であります。

3点目の要綱、要領の議会説明についてですが、1点目のご質問と重複しますが、告示が外部に対して周知させるためのものであるのに対して、訓令は組織の内部に対して発せられるものであるとの考えから、告示の部分については全員協議会等において説明が必要であると判断される場合には対応について検討してまいりたいと考えております。訓令については、町長が事務運営等について職員に対し発する命令でありますので、従前同様の取り扱いとしたいと思います。

4点目の説明の判断基準についてですが、4月15日開催の全員協議会で説明した要綱、要領につきましては身近に影響する税務関係についての案件でしたので、説明をさせていただきました。判断基準ですが、必要であると判断された場合でございます。

5点目の公布に関する掲示の方法についてですが、掲示場のみでの確認は難しいと思いますので、公表の方法についてホームページ等の活用について検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○４番（松田兼宗君）　まず、公告式条例によって全てなされているということで、それは当然といえば当然の話なのですが、そこで必要と認められたときはやるという言い方なのですが、平成25年度以降に幾つか出されています。その中で、例えば25年１月23日付の、これも訓令ですけれども、森町人・農地プラン検討委員会設置要綱とか、あるいは森町監査基準、これも25年４月１日に、これは監査委員の告示という形になっていますけれども、それと森町発達支援事業センター運営規程と、これも訓令になっています。これも25年４月１日に出ています。それと、森町情報化推進委員会設置要綱、これは25年７月１日に訓令第10号という形で出ています。さらに、森町公式ホームページ等管理運営要綱というのが25年７月１日、同じ日付で出ています。さらに、幾つか挙げて言いますけれども、森町経営体育成支援事業交付規則と、これが９月５日、さらに森町新規漁業就業支援事業費補助金交付要綱と、これが25年８月28日、同じ日付で同じく森町新規漁業就業支援事業実施要領というものが出されています。なぜ例を挙げているかといいますと、これらの要綱というのは、いろんな形で町長が施政方針なり、こういうことをやりますということを規則化したりしてやっている部分なわけです。これがわかると、議会の立場というか、議員としてはそういうのができているということがわかりますと、こういう事業をしているのだと目に見えてくるわけです。それがないと全然見えてこない。たまたま説明する場合もあるのでしょうけれども、そういうのがわかると。さらに、今の議会側の体制というのは議員のどれだけの人が新規のそういう要綱なり規則を、条例については当然わかります。そのほかについては目にするのがないわけです。ホームページ上で規則が見れるようになっています。それは、ごくわずかな人しか見れない状況になっているというのが現実なわけです。少なくともウェブ上で公開したらいいのではないかという話も言いましたけれども、例えばこの辺では函館市なんかは既にやっています。あと、いろんなまちで掲示板だけではなくてやることによって、当然町民がそれを目にする機会が増えます。少なくとも題目だけでいいと思うのですが、こういうものができましたというぐらいは当然知らせてもらったほうが町の動きについてわかりやすいというふうに私は思うわけです。そういうことからして、今後は必要に応じてと言っていますけれども、ぜひこれは。新しい規則、たしか条例が35件、規則で23件、規程で６件、要綱、要領で22件と、新規でこれだけのものが年間出てくるわけですよ、変更とかも含めて。とすれば、全然わからないというのが実情なのです。さらに、ウェブ上で今は条例とか見れるようになっています。それもタイムラグもどうしてもあるでしょうし、そういうことも含めてぜひそれを実現していただきたいと思います。

そして、ホームページ上、実際運用するしかないと私思いますけれども、実際そういう形でほかのまちではやられているわけです。ただ、今回調べていて思ったのは、去年の訓令第10号、森町情報化推進委員会設置要綱というのが７月１日付でできています。さらに、もう一つが森町公式ホームページ等管理運営要綱というのが、これも去年、同じ25年７月１日に訓令第11号で出されています。こういうのがあるわけです。これを利用した形で当

然ウェブ上で掲示することになるのだと思うのです。だけれども、要綱を見ますと現実に当てはまらない部分がありまして、例えば統括管理者という項目があります。これは統括管理者というのは誰をもって充てるかというのと、総務課参事をもって充てると書いているのです。今総務課参事っていませんよね。そういう問題を今後どうするのかの問題もあるのですが、さらに現実的に町のホームページの状態というのは、先ほどふるさと納税の話もありましたけれども、全然使われていないというのが、更新もおろそかになっているのが現状だと思うわけです。それを解消するために去年これをつくったのだと思うのです。だけれども、実際は行われていない。今後、町長が今言ったように、それを考えると言っていますけれども、そもそもホームページの運用自体も考えなければならない時期に来ているだろうし、森町の条例のリンクがかなり前から切れています。だから、実際上は森町のホームページから入って行って森町の条例とかを見ることができない状態です。たまたまホームページを管理しているところがわかりますから、そこに入っている全道の自治体の条例がある中で森町を探すことがわかっていない人でないと見れない。そういう状況なわけです。だから、そういうのを含めて今後やっていく。ウェブ上で公開するのが一番手っ取り早くて簡単な方法だと思っていますから、そういう答えが当然返ってくるだろうと思っていました。その前に、やるということはいいのだけれども、現状がそういう状況だということをどういうふうに思っているのか、その辺を含めまして今後の展開の仕方というか、広く議員も含めて町民に知らせる必要があるということと私思っていますから、その対処の仕方を含めて再質問の形にしたいと思います。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時23分

再開 午後 2時24分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○町長（梶谷恵造君） 松田議員の再質問にお答えいたします。

縷々ご指摘いただいたように、細かい整理、大変必要なところがあるだろうかと、そのように思います。また、ウェブ上も、全ての町民の方々がインターネットでアクセスしているわけではございませんけれども、当然整理は必要であろうと、そのように思います。また、今現在町内のコンピューターを4月から入れかえして、まだ全体的に整理が終わっていない。立ちおくれている部分がございますので、その点は今たまたまアクセスをした時点においては中まで確認をできない、そういった部分があるかなと思います。そういうものを含めて今後もう少し整理しながら、皆さんがいろんなところで確認をとれるような体制を整えていきたいと、そのように思うところです。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問ありますか。

○4番（松田兼宗君） 1点だけ、先ほどホームページの管理運営要綱について聞いていますけれども、総務課の参事いません。結局統括管理者というのは誰なのか、総務課長になるのかなと思ったりもしますけれども、その辺がどういうふうになるのかを答えることができればお願いしますということと、その問題になってくると更新の問題がどうしてもおくれるのです。例えば私もいろんな部分の要綱の話が出た中でたまたま見たら、あれっと思っているのが載っかっていて、事業というのがその課の今までちょっと関心があったところの要綱ができていて、実際にもう行われているわけです。だけれども、実際はわからない。そういうことで、できるだけ早い時期に更新をしていっていただきたいというのがお願いとしてはあるのですが、先ほどの統括管理者と含めて、この要綱を見ますと総括担当者とかいろいろ役職を各課ごとにつくっているわけです。だけれども、それが誰が担当者であるか全然わからないわけですよ、その課ごとの。課長がなっているのだろうけれども、それがフロー図をできれば示していただけるとこの部分に関しては誰がやっているのかというのがわかると思いますので、できればその部分を明らかにした形で整理していただければありがたいと思うのですけれども、その部分だけ再々質問としたいと思います。

○町長（梶谷恵造君） 再々質問にお答えします。

まず、私からは、ホームページの総括管理者といたしまして今参事という役職は4月1日からございませんので、それは総務課長に変わっておりますことを申し上げます。

それ以外の部分については、総務課長から答弁させます。

以上です。

○総務課長（木村浩二君） お答えいたします。

事務的なことになるとは思いますけれども、改正点については今町長がおっしゃったとおりでございます。あとは、中身の担当者等をわかりやすくすることは、松田議員おっしゃるフロー図がいいのか、あるいは文章上でわかる形がいいのか、その辺はちょっと検討させていただきたいと思います。

それと、周知の件ですが、ウェブ上であれば当然タイムラグが生じます。また、規程の改定なども業者に委託しておりますので、その分の時間も必要だと思います。

議会と議員各位に早く知らせるという意味では、議会議長と事務局長と相談しながら、議員控室に掲示できるのかどうか、この辺ちょっと相談しながら検討させていただきたいと思います。

○議長（野村 洋君） 条例、規則、規程、要綱、要領などの制定、公布についてを終わります。

次に、学力向上対策についてを行います。

○4番（松田兼宗君） それでは、2問目をさせていただきます。

学力向上対策についてということでお伺いいたします。5月20日の日に森町教育水準向上対策協議会、いわゆる教対協の総会がありました。その総会の場において、学力検査の結果が子供の学力全般を示すものではないのですが、森町の子供たちの学力が異常に低い

という検査結果を受けて、深刻な状況であるとし、学力向上3カ年計画を立て、対応すると報告されました。そこで、以下質問させていただきます。

平成26年度教育行政執行方針の中で教育長は学力向上のための方策を述べられておりますが、教育委員会と教対協の関係をどのように捉えているのか、どのようなものなのかをお聞きしたいと思います。

2つ目に、いつから学力低下についての認識を持ち始めていたのか。

3つ目に、またその原因はどのようなものだと考えられているのか。

そして、4つ目に、その責任の所在はどこにあるのか。

5つ目に、具体的に教育委員会としての対応策は何なのか。どうも教対協の中ではやっているというようなイメージがあるのですが、教育委員会自体としての対応策はしていないのではないかと見受けられますので、その辺お聞きしたいと思います。

○教育長（香田 隆君） 松田議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の教育委員会と教対協の関係についてでございます。森町教育委員会の補助団体であり、本協議会に学校教育部を設け、森町の児童生徒の教育水準を高めるために、森町の教育の実態を調査研究し、これに即応する教育の理論と実践に関する研究を行い、学校における実践活動を深め、相互の交流を図り、教育の実効を上げることを目的としており、森町の学校教育の推進母体であるというふうに考えております。

2点目のいつから学力低下についての認識を持ち始めたかということでございますけれども、学力が以前より低下してきているということではなく、現状を十分認識し、現状よりも学力向上に取り組みやすい組織的な体制が必要であるというふうに考えております。そのために、教対協学校教育部の見直しをしていただき、より実効性を高めていける組織を検討していただきました。

3点目の原因はどのようなものだと考えられるか、4点目のその責任はどこにあるのかについては、さまざまな要因があるものと思われ、1つに特定することは困難であるというふうに考えております。

5点目の具体的な対応策と関連させてお答えをさせていただきます。学校教育部の見直しの中で、学力向上等推進部を立ち上げ、学校、家庭、地域が共通の課題意識を持って学力の向上を目指すために学力向上3カ年計画を推進してまいります。その中で、一人一人の子供が持っている能力に応じた学力を身につけてほしいというふうに考えております。各学校では、学校改善プランを作成し、現在の子供たちの学力を分析し、改善に向けた取り組みを進めているところであります。また、指導内容についても年度途中で成果と課題を検証し、実効性を高めていきたいというふうに考えております。各種の調査から明らかなように、学力の向上は家庭での学習習慣を身につけることが大切であると言われておりますが、学校と家庭との連携と協力の中で進めてまいりたいというふうに考えております。そのほかの学力向上対策の具体的な方法としては、学校では補充学習の実施、家庭学習のための課題の提示、読書の奨励、ノート指導などを進めているところであります。ま

た、教育委員会では、夏休み、冬休みの期間の寺子屋をボランティアの協力のもとで実施し、地域からも子供の学びを支える体制づくりに努めているところでございます。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○4番（松田兼宗君） 今教対協の目的というか、それについて話が出たのですが、ここに会則あります。目的書いています。その目的、何て書いてあるかという、1行だけです。森町教育水準向上を図ることを目的とするしか書いていないのです。先ほど教育長が言ったことはどこにも書いていないのです。とすれば、何でこんなに食い違いがあるのかなと、詳しい部分なのでしょうけれども、当然といえば当然なのでしょうが、要するに学力向上、教育水準向上を図るためにつくっているというような言い方です。それはいいのですが、教対協がそういう動き、では教育委員会とは一体何をやる場所なのかという問題があるのですが、どうも腑に落ちない。全般的に、先ほども申し上げましたように全部教対協に丸投げしているというふうにしかならないのです。例えば教育長の施政方針の中で触れています。そのときでも、教対協に全部任せているというような書き方しているわけですから、そうなってくると教育委員会の影が薄いというイメージをどうしても持たざるを得ないわけです。そういうことで、どういう関係があるか、第1問目の1つ目に聞いているのですが、今の話聞いても全然ぴんとなくて、5番目の関係もあるのですが、要するに教育委員会というのは何やる場所のかなと改めて思わざるを得なくて、先生方を管理する部分というのは重要な部分なのだと思うのです。先生方の尻をたたいて子供の教育をやっていくというか、学力を向上させていくというか、そういう部分で教育行政の一番大事な部分を担っているはずなのに、どうも教対協に投げかけているという部分しか見えてこない。その辺再度、どういうふうにか考えるのかお聞きしたいと。

そして、3月の予算委員会のときにちょっと教対協の話をしたときがあります。そして、民間の団体だから、行政がどうのこうのという話ではないのだという話を言いました。覚えているかどうか、ちょっとわからないですけども、そのときにあれっと思ったのです。去年の教育施政方針では、5カ所も教対協を手直しをかけて改善しながら進めていくということを行政が言っているが、民間である教対協に対してそういうことを言っていたわけです。今回は、ことしの施政方針に関しては1カ所しか、学力向上の部分しか書いていない。そこからしてもどうも見えてこないというか、わからないというか。ちなみに、教対協の会長というのは町長なわけです。そして、さらに私自身も委員として入っているわけです。そして、いきなり、年に1回しかない総会に出たら、何これというようなデータが出されたわけです。40%、50%が5段階評価の中の1、2だということです。これはどういうことかということ、半分の生徒が理解していないということです。そういう状況を、先ほどいつ学力低下したか、認識を持ち始めたかということを聞いていますけれども、それについても一切わからないような言い方をしているけれども、そんなわけはないでしょうと思わざるを得ないのです。一番それをわかっているのは、現場の学校の先生方なわけ

です。先生方を管理、指導というか、尻をたたいてやってもらうのが教育委員会なわけではないですか。どうもそれがわからない。それを言っているわけです。

さらに、例えば最近の6月7日の新聞の記事です。乙部町の教諭が教育委員会に配付したという記事、当然読んでいると思っておりますけれども、こういうことをやるのが教育委員会ではないのですか、教対協がやるものなのですか。そういう問題があります。さらに、学力テストの結果を一体どういうふうに思っているかわからないですが、ある人が、ああ、なるほどなと思って見た部分なのですが、子供たちの学力というのは保護者の経済状況を初めとして、大きな要因に左右されるとあります。さらに、テストの結果というのはイコール何て書いてあるかといいますと、子供の能力プラス保護者など周辺要因プラス学校教育指導と見るべきだと言っているわけです。だけれども、学校の指導方法いかにかわからず、子供たちのポテンシャルや親の経済状況がよければ必然的にテスト結果が高くなるというふうにも書いているわけです。つまりどういうことかということ、テスト結果にあらわれるのというのは全ての要素を加算した自治体の総合力だという言い方をしているわけです。これを読んで、私はああ、なるほどなと思いました。ということは、地域の学力、点数というのは、学力テストの全国のあれでいくと秋田県が1位、ずっと4カ年か5カ年連続でトップになっているという話を聞きますけれども、やっぱりその自治体のあらわれなのだと思います。先ほどのほかの議員の質問の中でもあったように、森町が何でこれだけ魅力がないのだという話ありましたよね、いや、魅力あるのに人がいなくなるのだという話です。結局こういうことなのかなという気がするのです。その一つのあらわれというのが学力の問題としなるのかなと。特に子供がいらっしゃる親にとっては、その自治体の持っている学力テストの点数、公表はされていないですけれども、高いところを選ぶということになるのではないですか。そういうことを考えれば、この森町の義務教育における小中学校の学力の向上というのは非常に大事な部分、さらに義務教育でやっている以外で森高等学校にも補助金出しているわけです。半分の理解できない子供たちが小学校、中学校、そして高校に行った場合に、それだけ基礎学力がない生徒がたくさんいるところに補助金出しているのに、成果が余り上がらないということなのではないですか。そういうことを考えれば、ますます森の学力低下の問題、低いということは森町の総合力を下げているのだと、私はそう思うわけです。だから、その辺を含めまして、その責任は、要因とかいろいろ、これというのははっきりしたことは言えないし、責任もどこにあるのか、ちょっとわからないというような言い方していますけれども、一番問題なのはやはり現場の先生方が一番責任が大きいでしょうと私は思います。だからこそ、学校でゆとり教育とかといろいろ問題はありましたけれども、今後は宿題を多く出していく、そういうことをやりながら基礎学力を高めていくということをやったり教対協ではなくて教育委員会が考えてやっていかなければならないのではないですか。その辺を含めまして、ちょっとまとまりがないかもしれませんが、再質問としたいと思いますけれども。

○教育長（香田 隆君） 再質問にお答えをさせていただきます。

基本的な認識としては、私は松田議員と、私も今の学力についてはやはりもっと子供たちの能力に合った学力にしていきたいということでは同じ認識を持っております。まず、25年度の教育行政執行方針の中で、私は教対協の見直しということを盛んに申し上げました。それはなぜかといいますと、今の教対協の組織の中だけではなかなか、学力の向上なり、それから森町の子供たちの教育が果たしてこのままでいいのかという疑問も私はありましたので、校長会に相談を申し上げまして、そして教対協の見直しをしていきたいと思いますということになりましたので、あのような教育行政執行方針をつくらせていただきました。教対協の目的、私が先ほど言いました目的については、教対協学校教育部の規約の中にございますので、それはちょっと申し上げておきます。

それで、まず一番の問題は、子供たちの学力を基本的に能力に応じた学力にしていくなめには、やはりそれなりの先生たちの力を発揮していただくという場面が当然あるかというふうに思っています。ですから、教対協の見直しをしていただいて、先生たちがそのような研究体制、または実践力をつけていくための組織のあり方を私は先生たちに考えていただきました。その中で出てきたのが学力向上等推進部と、それから先ほど高校の問題も出ていましたけれども、私たちは幼稚園、保育所、それから小学校と中学校、ですから就学前の子供たちからの生活習慣づけをきちっとしていつて、そして小学校、そして中学校に就学していただくことがやはり基本的な学力向上のためにも必要ではないかということで、幼保小中連携推進部というのも新しくつくっていただいております。ですから、まずそういう体制をつくりながら、きちっとした子供たちの指導をしていく、そんな教対協になってほしいということで26年度から学力向上3カ年計画も含めまして実践をしていただいているところでございます。実際にはいろんなたくさんの課題があるわけでもございますけれども、その課題というのは、1年に1回の総括ではなくて、年度の途中にもきちっと総括をしながら、その年度の中でまた新しい課題を見つけながら実践をしていくということがやっぱり大事なことはないのかということで、先ほどの1回目のご答弁にもその辺を盛り込ませていただきました。

学力の結果をどう思っているのかというのがありますけれども、今の先ほど松田議員さんがおっしゃった具体的な数字の関係ですけれども、あれは特に今年1年、2年ということではなくて、ある程度長く続いてきたのかなというふうに私も思っていますので、ですから子供たちの持っている能力にふさわしい学力をもっともっと森の子供たちにつけてほしいというのが教育委員会の願いでもありますし、具体的には教育委員会が学校現場に出ていつて何かをするということではできませんので、やはり教対協という組織を使って、そして先生たちのいろんな力をつけてもらって、学校の中でそれを実践していただくと、そういう教育委員会と教対協、それから学校との関係があらうかというふうに思っていますので、その辺はご理解をいただければなというふうに思っています。

先ほども申し上げましたけれども、子供たちの教育を考えたときに例えばいろいろな子供たちの生活習慣、それから学力の問題も含めて、やはり学校だけではなかなか背負い切

れない問題がたくさんあります。ですから、学校と地域と家庭とそれぞれがそれぞれの役割をきちっと果たしながら、いわゆる生活習慣の問題、それから学力の問題、そしてふだんの子供たちが生き生きと地域で過ごしていける、そんな体制をみんなでつくり上げていけばいいのかなというふうに考えておりますので、よろしくご理解をお願いしたいというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再々ありますか。

○４番（松田兼宗君） やはり話聞いていても、教対協の中でたまたま私も委員になって去年から２回、今年で２回目に出させていただいたわけですがけれども、教対協の中でいろんな議論ができる雰囲気ではないですよ、総会というのは。とすれば、どうもわからないのは、教対協の話をこの場でしていいのかどうか、ちょっと問題もあるのでしょうか、ただどうも教対協との関係が見えこないのです。全部を教対協に振っている。その中でやっていくというものではないのではないのですかと先ほど言っているのですが、教育委員会自体の、先ほど子供たちに寺子屋方式でやっているという話もしていました。問題は、そこに行く子供たちが問題ではないのですよ、本当は。だから、来ない子供たちをどうするかの問題の立て方をしないと、さらに５段階評価でいうと４から５に上げるというのは簡単な話だと思うのです。問題は、大変なのは５段階評価の１とか２とか、その辺の理解していない子供たちどうやって引き上げていくのかというのが非常に大変、何倍も労力使うのだと思います。それがこの森町では少なくともあの学力テストの結果の数字では半分いるということなのですから、それが大変な問題ではないのですかということなのです。そのことが明らかになったのは教対協という総会の席でなのです。教育委員会としての施政方針の中にそういうのは一切出てこないのです。それが問題ではないのですかということなのです。だから、何も方策をやっていないのではないのと思えない。問題はそこです。

先ほど、教対協は本当はすべきではないのでしょうけれども、ちょっと教対協の話をしますと、委員になっているということは私自身にも責任あると感じるわけです。けれども、年１回の総会の案内しかなくて、そういう場しか出ることはできない。もっとそういう場があれば、まだ発言する機会あって、いろんな問題として取り組むことも可能なのかなと逆に思ったり、責任を感じるわけですよ、たまたま総会に出てそういうことがわかったことで。だから、そういうことを含めまして、本当に教育委員会は大変だと思います。今後どうするか、３カ年計画でやっていくというので立てていますから、それも半年ごとのスパンで見直しをかけていくようなことを先ほど教育長も言いましたけれども、そういう中のことを含めて長い目で少し見ていかなければならないとは思いますが、再度その辺の教育委員会と教対協の関係というか、押さえた上で教育委員会としてこれをやるのだということがどうも伝わってこない。その辺再質問して終わりにしたいと思います。

○教育長（香田 隆君） それでは、再々質問にお答えをさせていただきます。

なかなか私のご答弁が伝わらないところがあって、大変申しわけないなというふうに思っております。基本的には、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、私たちが思っている子供たちに対する願い、それは私がというよりも、町の方々が思っている願いだというふうに私は思っています。ですから、子供たちに、先ほども言いましたけれども、子供たちが持っている能力に応じた学力を身につけてほしいということは私たち町民が皆持っている願いだというふうに思っています。ですから、それをどう実行していただくのかというところで、教育委員会としては森町の学校教育の推進する母体である機関としての教対協の学校教育部の中にもっともっと議論をしていただいて、そして先ほど議員もおっしゃいました例えばなかなか学力が高まっていかない子供たち、先ほど言いました寺子屋にこない子供たち、そういう子供たちにどう届けていくのかということで、私も校長会にもお話をしました。その中で話したことは、とにかく学校の願いを一つ一つの家庭の保護者にまず届けていきたいと思います、学習習慣をどう家庭でつけるのかということにあっても、先ほど経済的な問題もありましたけれども、例えばうちに帰って勉強する机があるとか、それから勉強する時間を確保してもらえとか、そういう子供さんもいらっしゃいますし、そうでない子供さんもやっぱりいらっしゃるということも聞いています。では、そういう家庭にはどうやって私たちの願いを伝えていくのかということもやっぱりあると思います。ですから、私は教対協、社会教育部含めてありますけれども、地域の教育運動として寺子屋みたいな地域の中でも子供たちを育てていく、そんな機運をつくり上げながら、町全体として子供の問題をみんなで考えていく、そんな組織の中核が今は教対協の組織の中に私はあるのではないかとこのように考えておりますので、これからもやっぱり学校教育につきましても教対協の学校教育部がうちの町の学校教育の推進のかなめでございますので、その辺はいろんな話し合いを進めながら、より活動のしやすい、そんな組織になってくれればいいなということで、これからもいろんな意味の支援はしていきたいし、いろんな形での協力をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 学力向上対策についてを終わります。

以上で4番、松田兼宗君の質問は終わりました。

次に、森町の将来像についてを行います。13番、三浦浩三君の質問を行います。

○13番（三浦浩三君） それでは、通告に沿って質問させていただきます。

森町の将来像について町長と教育長の所見を伺いたいと思います。国内の人口が平成10年を境に減少に転じ、道内の人口動態が急速に変化をしております。その傾向は、札幌以遠ほどその現象が顕著であります。当町の人口減少や経済情勢の変化も著しく、現在では国や道の出先機関は皆無状態であります。この減少は、北海道のエネルギー政策でありました石炭、また漁業の政策でありました遠洋漁業、こういう経済情勢の大きな変化が北海道の場合には原因の一つでもあらうかと思われます。また、地方分権一括法の施行に伴い、自活、自立するまちづくりに各自治体が賢明な取り組みをし、当町もこれまで種々の施策

で経済の活性化やインフラ、教育、環境整備などを実施してきております。しかし、昨今の大型自然災害、高速交通網の整備、あるいは急速に進む少子高齢化と人口減少、さらには道州制の懸念等々、小規模自治体経営が立ち行かない状況にあると懸念されます。現在総合開発振興計画の最終局面にのっとり事務事業を実施しておりますが、前回策定したこの総合振興計画は旧森町、旧砂原町の合併を基本とした一日も早い一体性を持ったまちづくりというものが基本にあったと思われます。今後森町のさらなる発展と安全、安心して生活できるまちづくりのためにどのような所見を持っているか、町長、教育長に所見を伺いたいと思います。

○町長（梶谷恵造君） 三浦議員のご質問にお答えします。

まず、第1次森町総合開発振興計画が平成20年度にスタートし、7年目を迎えました。この計画は、基本構想と基本計画から成っており、平成20年度から平成29年度までとなっております。ご存じのように、基本計画で方向づけられた施策を具体的な事業として実現する実施計画を3年間のローリング方式によって毎年度改定し、事務事業を実施しています。ご質問の今後のまちづくりにつきましては、各分野にわたって総合的に進めておりますが、重点政策といたしまして健康、福祉のまちづくり、安全、安心なまちづくりに絞って説明をさせていただきます。本年度の町政執行方針でも触れさせていただきました安心して暮らせるまちづくりのため、子育て支援を重要課題と位置づけ、子ども・子育て支援新制度を初め、妊婦への感染予防ワクチンの助成や各種施策を推進してまいりますが、特に子供医療に関しましては医療費助成を中学生まで拡大し、安心して子育てができることと寿出産奨励事業とあわせて少子化対策に努めてまいります。また、高齢者対策としましても、福祉制度の拡充や感染予防ワクチンの助成などを行っています。さらには、障がい者支援対策としては、保健福祉課に新設しました障がい者支援係を軸に、各種サービスの充実を図りながら人に優しい、健康、福祉で元気なまちづくりを進めてまいります。昨年度導入基礎調査を行いました新エネルギーに関して、本年度はビジョンの策定に向けて5月21日に第1回策定委員会を開催し、委員には町内の経済団体や町内会連合会、北海道電力株式会社など各方面から参加をいただき、有識者として委員長に就任いただきました北海道大学大学院環境人間工学研究室の教授を中心に、導入目標や方針を定めてまいります。また、5月27日には役場内に導入促進のための情報共有や各課、部局の連携を図るための庁内検討委員会を設置し、新エネルギー推進を図ってまいります。さらに、本年度からは住宅用太陽光発電システム設備への助成を行い、自然エネルギーを活用したクリーンなイメージのまちづくりを推進してまいります。次に、地震、火災、風水害などの災害に強いまちづくりに努めるとともに、駒ヶ岳火山防災対策につきましては1市3町による駒ヶ岳火山防災会議協議会による広域連携防災体制の充実を図ってまいります。交通安全、防犯につきましては、交通事故の減少を目指して学校、町内会、老人クラブなどの交通安全教育や啓発活動の積極的な推進を図り、また住民に対する犯罪を未然に防ぐため、住民と連携した防犯への意識づくりに努めるとともに、防犯灯の電気料金の補助率の引き上げを実

施し、地域負担の軽減を図ってきたところでございます。さらに、防犯灯の新設など環境整備を進め、地域の安全、安心なまちづくりに今後も取り組んでまいります。

以上を申し上げまして、私からの答弁とさせていただきます。

○教育長（香田 隆君） 三浦議員のご質問にお答えをいたします。

今日の政治、経済、社会情勢は目まぐるしく移り変わり、特に教育においては少子化の進展、家庭や地域社会の教育力の低下などを背景とした多くの課題が山積しております。このような中で、教育委員会といたしましては国の教育振興基本計画や北海道の教育計画と森町総合開発振興計画との整合性を図りながら、まちづくりは人づくりを基本に、新しい公共の視点から第2次森町社会教育振興中期計画を平成25年度に作成いたしました。本計画では、心豊かに学び、潤いあるまちづくりを目指した社会教育の推進を基本目標に、社会教育、文化、芸術、生涯スポーツ振興の3つの分野を推進の重点項目としております。森町の歴史と風土を愛し、子供から高齢者まで誰もが生涯を通じて学び、生きる力を身につけ、心豊かな生活ができるよう、町民の皆様のさまざまな教育機会の充実とともに、生涯学習、スポーツの機会の情報提供に努め、創意あふれる社会教育活動の推進につながるよう、関係団体、関係機関の皆様とともに進めていきたいと考えております。また、学校教育につきましては、国際化や情報化などの時代の変化に対応できる力や豊かな心を育む教育など、学力、創造力、社会性などの向上に取り組み、郷土を大切にするふるさと教育を推進し、地域の担い手としての子供たちの育成に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○13番（三浦浩三君） 私はなぜ今この時期に次の段階に進むためのこういう話をし出したか、多分長期構想ということは10年計画だと思います。10年の計画を練るためには、来年度あたりからいろんな意見聴取、意見集約というものに入っていかなければならないと思います。そうしたときに、この計画構想を本当に実のあるものにするためには住民との協働という、こういうものが基本になければだめでないのかなと、そう思います。そのために、住民の意見集約、協働ということ、きょうの一般質問でいろんな方がいろんな質問しておりました。その中で、将来危惧されるもの、いろんなもの出てきました。それも全て住民が何を考えて何を望んでいるか、その意見集約する場合に種々雑多な人の話を聞くのも確かに必要です。ですけれども、例えば自然環境、経済、そういうものをある程度集約していくためには、地域協議会的なブロック割りしたような、そういう意見聴取の方法もあろうかと思います。そして、これは幼保、学校、そういうものの耐震化や人口減少に対応した統廃合、こういうものも実際には念頭に入れていかないと大変なことになっていきます。それと、黙って手をこまねいて見ておりますと人口は確実に減ります。人口が減るということは、税収が下がるということです。今現在森町で一番GDPを押し上げているのは水産加工業でないかと思われます。ここの持っているGDPというのは、ある部分では700億から800億くらいあるのでないかと予想されます。それと、峠の向こうで高速の

出発点、終着点、新幹線の出発点、終着点、森町というのはどっちかという立地条件にある部分では恵まれている部分があるかと思います。そうしたときに、人口を減らさないで増やす方法、1つには工業団地の構想、そういうものもある部分では必要でないかと思われます。いろんな面でいろんな構想なり計画なりというものをこれから練り上げていかなければ、物になっていかないと思います。そのための基本的な考え方、災害に強い町であってほしいと思いますし、このまま自治体成り立たない。人口が減るということは成り立たない状況になっていきます。先ほどの人口減少に対して2017年は1万6,000人くらいと予想しておりましたが、さらに10年足した場合に何人まで減るのか、今から推計していかないと絵に描いた餅のようになります。そのために、いい案、いい情報というものを取り入れながら、時と場合によっては、自治体合併ではないです。だけれども、いろんな面でもっともっと自治体同士が広域連携で物事を進めていけば経費の削減につながるものもたくさんあるかと思います。そういう構想でぜひ取り組んでほしいなと思いますので、その辺の覚悟を再度ご答弁願いたいと思います。

○町長（梶谷恵造君） まず、私から再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

三浦議員には、大変将来的なところまで町内の町に行く末を心配されてのご質問というのが非常によくわかります。大変感謝申し上げますところでございます。それにつきまして、やっぱり今後の意見、考えの集約等につきまして今からいろいろな、少なくとも10年先は見据えて取り組んでいかなければならない、そのように考えるのは私も同様でございます。またさらに、その先もある程度の構想を含めながら、効率のよい財政の運営をしていきたいなと、そのように考えるところでございます。そういった中で、やっぱり具体的な計画等を立てるためには地域の方々の意見の集約というのは非常に重要になりますし、地域地域で、私どもの町は駒ヶ岳周辺をぐるっと回ったときに農業地帯もあれば漁業地帯もあるし、工業地帯もあると、いろんなそれぞれに特色のある地域があわさって森町が形成されておりますので、いろんな意見集約をするための仕組みづくりは大事なかと、そのように思います。今現在では、ある程度町内会連合会、それが意見集約の主体にもなろうかなと、そのように思いますけれども、さらに大きく分けた体制、形というのは今後その先のことを考える上では必要になってくるのかもしれませんが、今のところは各町内会連合会さんから意見集約するのが一番地域の実情がよくわかるのかなと、そのように考えておるところでございます。

また、学校等に関する今後の少子化問題も含めたことでございますけれども、昨年から役場の中でも検討されております幼児に対する森町の幼児教育を今後どうしていくのか、当然これは施設にかかわっての考えもございますので、これは以前どこかで答弁した記憶もございますが、保護者の皆さんとも十分話し合いが必要になってくると、そういうふうなことで、今後そういった場面が多少出てくるのかなと。それと関連しながら、地域の意見も一緒にきっと出てくるのかなと、そのように思っております。いろんなご意見が町内である中で、全てを聞き入れるわけにはいかないというのが現状であろうと思いますけれ

ども、ある程度方向性は統一した方向に向いていただかないと、右と左に分散するようでは、これはなかなか前に進めるものではございませんので、そういう点はよく注意して心がけながら、皆さんにも町民にも理解していただくような方向性で進んでいきたいなと思うところでございます。

それ以外にもいろんな、大変関連ある企業関係、もちろん働く場所は地元働く場所があるのが最高なのですけれども、今現在道路事情も非常によくなりました。皆さんご存じのように、こちらから行く、通勤できる範囲にもなりましたし、森町そのものは非常に低価格の土地もたくさんございますので、そういう定住化に対してももっともっと力を入れていくと同時に、企業に対するPRも今後必要だろうと思います。先ほど水産関係の企業の数字を議員申し上げておりましたけども、漁業者と水産加工業者を合わせますと経済効果は森町4,500億ぐらいあります。かなりの額で、これは断然にほかのまちにも誇れる、そういう関係でございますので、それをまたPRしながら、先ほど同僚議員にも申し上げました農業生産商品、その他も含めて大いに宣伝をして、町に多くの人がとにかく定住してくれること、また今後町民が安心して長く暮らせるような地域づくり、まちづくりに取り組んでいきたいと、そのように思っております。今後いろんな部分で会合等が非常に多くなろうかと思えます。その中では、余り仕組みを複雑にしていまいますと結論を導き出すのが大変なものになってくると思えますので、なるべく今あるそういう組織を有効に活用しながら、本当に将来の森町にふさわしい、そういった計画づくりがされることがまず一番だと思います。今後もそういう長期的な将来に向けた取り組みに対する準備を一生懸命考えながら進んでいきたいと考えておりますので、議員皆さん方にもご協力とご支援をお願い申し上げながら、私からの答弁にさせていただきますと思います。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○13番（三浦浩三君） ちょっと町長の答弁いただけなかったのですけれども、これからいろんなことを進めていく上で町村会、これは議長にもお願いしておきたいのですけれども、町村議長会、こういうところでの、今森町と函館とのいろんな連携ということでこの間もありましたよね、説明もありましたけれども、渡島振興局を核として、特別函館に限らないと思います。道南の町村会、市町村会なり、そういうところでのいろんな面での協議というものを進めてほしいと思いますけれども、どうですか、その1点だけ。

○町長（梶谷恵造君） 再々質問にお答えします。

大変失礼いたしました。広域連携についての答弁が抜けておりました。この部分につきましては、さきにドクターヘリ導入等もありまして函館市と連携契約を結びました定住化政策等、これも含めまして、道南圏、渡島、檜山も一生懸命それぞれにかかわり、渡島町村会、檜山町村会、また函館圏観光協会ですとか、いろいろな仕組み、枠組みはそれぞれにあるのですが、これに対する町村会を含めました会議の中でもお互いのまちの連携、道南全域を含めた、そういった魅力ある地域づくり、それに伴った高速交通網の整備という

ことで連携を深めております。今後も渡島町村会、檜山町村会、道南全部含めていろんな連携を含めて進んでいきたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 以上で13番、三浦浩三君の質問は終わりました。

これをもって一般質問を終わります。

◎延会の議決

○議長（野村 洋君） お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

本日はこれで延会することに決定しました。

◎延会の宣告

○議長（野村 洋君） 本日はこれで延会します。

次回は、6月11日午前10時開会いたします。

ご苦労さまでした。

延会 午後 3時18分

以上会議の顛末を記載し、その誤りのないことを証するため、
ここに署名する。

平成26年6月10日

森町議会議長

森町議会議員

森町議会議員

平成26年第1回森町議会6月会議会議録（第2日目）

平成26年6月11日（水）

開議 午前10時00分

休会 午前11時17分

場所 森町議会議事堂

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 議長諸般報告
- 3 報告第 1号 専決処分した事件の報告について
平成25年度森町一般会計補正予算（第10号）
- 4 報告第 2号 専決処分した事件の報告について
平成25年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）
- 5 報告第 3号 専決処分した事件の報告について
平成25年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）
- 6 報告第 4号 専決処分した事件の報告について
平成25年度森町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）
- 7 報告第 5号 専決処分した事件の報告について
平成25年度森町介護サービス事業特別会計補正予算（第5号）
- 8 報告第 6号 専決処分した事件の報告について
平成25年度森町港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 9 報告第 7号 専決処分した事件の報告について
平成25年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計補正予算（第5号）
- 10 報告第 8号 専決処分した事件の報告について
平成25年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算（第6号）
- 11 報告第 9号 平成25年度森町一般会計繰越明許費に係る歳出予算の繰越について
- 12 議案第 1号 森町発達支援事業センター条例の一部を改正する条例制定について
- 13 議案第 2号 森町国民健康保険病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定について
- 14 議案第 3号 森町火災予防条例の一部を改正する条例制定について
- 15 議案第 4号 平成26年度森町一般会計補正予算（第2号）
- 16 議案第 5号 平成26年度森町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 17 議案第 6号 平成26年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）

- 18 議案第 7号 工事請負契約の締結について
 19 議案第 8号 訴えの提起について
 20 議案第 9号 財産の取得について
 21 推薦第 1号 森町農業委員会委員の推薦について
 22 意見書案第1号 手話言語法（仮称）の早期制定を求める意見書
 23 意見書案第2号 地域包括ケアシステム構築のための地域の実情に応じた支援を
 求める意見書
 24 意見書案第3号 鳥獣の捕獲促進体制強化の速やかな実施を求める意見書
 25 意見書案第4号 集団的自衛権に関する憲法解釈の変更に反対する意見書
 26 議員派遣の件について
 27 休会中の所管事務調査等の申し出について

○出席議員（15名）

議長 16番 野村 洋 君	副議長 1番 菊地 康博 君
2番 山田 誠 君	3番 宮本 秀逸 君
4番 松田 兼宗 君	5番 前本 幸政 君
6番 川村 寛 君	7番 西村 豊 君
8番 木村 俊広 君	9番 堀合 哲哉 君
10番 中村 良実 君	11番 小杉 久美子 君
12番 長岡 輝仁 君	14番 東 秀憲 君
15番 黒田 勝幸 君	

○欠席議員（1名）

13番 三浦 浩三 君

○出席説明員

町 長	梶 谷 恵 造 君
副 町 長	片 野 滋 君
会計管理者兼 出納室長	釣 隆 吉 君
監査委員	池 田 勝 元 君
総務課長	木 村 浩 二 君
選挙管理委員会 書記長兼監査 事務局書記長	安 藤 仁 君
防災交通課長	小 田 桐 克 幸 君
契約管理課長	小 井 田 徹 君
企画振興課長	木 村 哲 二 君

税 務 課 長	伊 藤	昇 君
収 納 管 理 課 長	久 保 康 人 君	
保 健 福 祉 課 長	山 田 仁 君	
保 健 福 祉 課 参 事	住 吉 英 勝 君	
保 健 福 祉 課 参 事 兼	金 丸 由 起 子 君	
保 健 セ ン タ ー 長	佐 々 木 陽 市 郎 君	
住 民 生 活 課 長	横 内 仁 司 君	
環 境 課 長	横 工 藤 秀 則 君	
農 林 課 長 兼 農 業	黒 川 安 明 君	
委 員 会 事 務 局 長	菊 池 一 夫 君	
水 産 課 長	新 田 清 文 君	
商 工 労 働 観 光 課 長	岩 瀬 英 一 史 君	
商 工 労 働 観 光 課 参 事	富 原 尚 光 夫 君	
建 設 課 長	川 村 浩 昭 君	
建 設 課 技 術 長	落 合 井 定 幸 君	
砂 原 支 所 長	坂 田 隆 信 君	
地 域 振 興 課 長	香 水 雅 勝 則 也 君	
町 民 サ ー ビ ス 課 長	澤 田 丸 孝 将 尊 君	
兼 保 健 対 策 課 長	金 中 島 井 肇 君	
教 育 長	武 金 丸 義 樹 弘 君	
学 校 教 育 課 長	若 松 幸 茂 君	
学 校 教 育 課 参 事	柏 浏 田 明 仁 君	
社 会 教 育 課 長	坂 田 明 則 幸 君	
兼 公 民 館 長	石 島 則 裕 章 君	
生 涯 学 習 課 長	小 松 田 裕 春 一 君	
体 育 課 長 兼	山 下 英 一 君	
体 育 館 長		
給 食 セ ン タ ー 長		
図 書 館 長		
さ くら の 園 ・ 園 長		
病 院 事 務 長		
上 下 水 道 課 長		
上 下 水 道 課 参 事		
消 防 長		
消 防 署 長		

○出席事務局職員

事 務 局 長	藤 田 司 志 君
議 事 係 長	村 本 和 政 子 君
庶 務 係 長	喜 田 和 子 君

○会議に付した事件

- 1 報告第 1 号 専決処分した事件の報告について
平成 25 年度森町一般会計補正予算（第 10 号）
- 2 報告第 2 号 専決処分した事件の報告について
平成 25 年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）
- 3 報告第 3 号 専決処分した事件の報告について
平成 25 年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 5 号）
- 4 報告第 4 号 専決処分した事件の報告について
平成 25 年度森町介護保険事業特別会計補正予算（第 5 号）
- 5 報告第 5 号 専決処分した事件の報告について
平成 25 年度森町介護サービス事業特別会計補正予算（第 5 号）
- 6 報告第 6 号 専決処分した事件の報告について
平成 25 年度森町港湾整備事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 7 報告第 7 号 専決処分した事件の報告について
平成 25 年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計補正
予算（第 5 号）
- 8 報告第 8 号 専決処分した事件の報告について
平成 25 年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 6 号）
- 9 報告第 9 号 平成 25 年度森町一般会計繰越明許費に係る歳出予算の繰越につ
いて
- 10 議案第 1 号 森町発達支援事業センター条例の一部を改正する条例制定につ
いて
- 11 議案第 2 号 森町国民健康保険病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条
例制定について
- 12 議案第 3 号 森町火災予防条例の一部を改正する条例制定について
- 13 議案第 4 号 平成 26 年度森町一般会計補正予算（第 2 号）
- 14 議案第 5 号 平成 26 年度森町介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 15 議案第 6 号 平成 26 年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 1 号）
- 16 議案第 7 号 工事請負契約の締結について
- 17 議案第 8 号 訴えの提起について
- 18 議案第 9 号 財産の取得について
- 19 推薦第 1 号 森町農業委員会委員の推薦について
- 20 意見書案第 1 号 手話言語法（仮称）の早期制定を求める意見書
- 21 意見書案第 2 号 地域包括ケアシステム構築のための地域の実情に応じた支援を
求める意見書
- 22 意見書案第 3 号 鳥獣の捕獲促進体制強化の速やかな実施を求める意見書

- 2 3 意見書案第4号 集団的自衛権に関する憲法解釈の変更に反対する意見書
- 2 4 議員派遣の件について
- 2 5 休会中の所管事務調査等の申し出について

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（野村 洋君） おはようございます。ただいまの出席議員数は15名です。定足数に達していますので、議会が成立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（野村 洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、2番、山田誠君、3番、宮本秀逸君を指名します。

◎日程第2 諸般の報告

○議長（野村 洋君） 日程第2、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条の規定により、議長より説明のため会議に出席を求めた者及び本会に出席の議会職員はお手元に配付のとおりであります。

◎日程第3 報告第1号

○議長（野村 洋君） 日程第3、報告第1号 専決処分した事件の報告について、平成25年度森町一般会計補正予算を議題とします。

本件について内容の説明を求めます。

○総務課長（木村浩二君） それでは、報告第1号 専決処分した事件の報告についてご説明申し上げます。

本件は、平成25年度森町一般会計予算において補正を要することとなったので、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、報告するものです。

1ページをごらんください。本件につきましては、平成25年度森町一般会計補正予算の第10回目となったものです。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億3,737万7,000円を減額し、歳入歳出それぞれ93億2,406万6,000円としたものです。

事項別明細書によりご説明申し上げます。本件は、一般会計予算の最終の補正となったもので、各事業等の執行精査による増減補正が主な内容となっております。

10ページ、11ページをお開き願います。歳入ですが、款1町税につきましては、町民税を初め町税全体として1億438万3,000円を追加したものです。

次に、12ページからの款2地方譲与税から16ページの款11交通安全対策特別交付金までにつきましては、交付額の最終確定により精査したものです。

続いて、款12分担金及び負担金、款13使用料及び手数料、20ページからの款14国庫支出

金、22ページからの款15道支出金につきましては、各事務事業の執行精査により増減補正をしたところ です。

続いて、24ページからの款16財産収入、26ページの款17寄附金につきましては、それぞれ最終確定により精査したものです。

続いて、款18繰入金の財政調整基金は、調整財源として予算計上しておりましたが、3億526万6,000円を繰り入れすることなく、減額をするものです。

続いて、款20諸収入から28ページの款21町債までは、各事務事業の執行精査により増減補正をしたところ でございます。

続いて、32ページからの歳出について特徴的なものをご説明いたします。42ページの款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節28繰出金の281万6,000円は、国保会計の執行精査により減額をしたものです。

同じく、目4老人福祉費、節28繰出金の1,403万5,000円は、介護保険特別会計と介護サービス事業特別会計の執行精査により、それぞれ減額をしたものです。

44ページのみ8後期高齢者医療費、特別会計の執行精査により繰出金の減額をしたものです。

以上で専決処分の主なものの報告とさせていただきます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。事項別明細書10ページからです。もし質問ある方は、ページ数を言って出してください。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） これで質疑を終わります。

質疑なしと認め、以上で報告第1号を終わります。

◎日程第4 報告第2号

○議長（野村 洋君） 日程第4、報告第2号 専決処分した事件の報告について、平成25年度森町国民健康保険特別会計補正予算を議題とします。

本件について内容の説明を求めます。

○保健福祉課長（山田 仁君） 報告第2号の専決処分した事件について説明させていただきます。

本件は、平成25年度森町国民健康保険特別会計補正予算の第5回目となったものです。

歳入歳出それぞれ1億1,548万6,000円を減額し、歳入歳出それぞれ29億8,795万3,000円にする専決処分です。

専決処分しました補正予算は、歳入歳出とも医療費、事業費が確定しましたので、精査するものです。

以下、事項別明細書により説明いたします。6ページをお開き願います。歳入、款1国民健康保険税、項1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税及び目2退職被保険者等国民健康保険税の減額は、調定減により補正をするものです。

款3国庫支出金から10ページの款6道支出金は、額が確定しましたので、精査したものです。

款8繰入金、項1一般会計繰入金の281万6,000円の減額は、歳入歳出の確定に伴い、一般会計からの繰り入れを減額するものです。

続きまして、歳出の主なものについてご説明いたします。12ページをお開き願います。12ページから14ページにかかる款1総務費は、人件費や事務費等を精査したものです。

14ページ中段から22ページの款2保険給付費の補正は、給付費の確定に伴い、各説明欄のとおり精査したものです。

款3後期高齢者支援金等から22ページの款8保健事業費は、それぞれ事業費を精査したものです。

24ページ、款9諸支出金、項3繰出金は、国保病院直営診療勘定へ繰り出しを行うものです。内容につきましては、救急患者受け入れ態勢の支援に伴う費用でございます。

以上、報告第2号の専決処分の説明とさせていただきます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。事項別明細書6ページからです。歳入歳出一括で行います。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑なしと認め、以上で報告第2号を終わります。

◎日程第5 報告第3号

○議長（野村 洋君） 日程第5、報告第3号 専決処分した事件の報告について、平成25年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題とします。

本件について内容の説明を求めます。

○保健福祉課長（山田 仁君） 報告第3号の専決処分した事件について説明させていただきます。

本件は、平成25年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算の第5回目となったものです。

歳入歳出それぞれ446万円を減額し、歳入歳出それぞれ2億748万3,000円とする専決処分です。

以下、事項別明細により説明させていただきます。4ページをお開き願います。歳入、款1後期高齢者保険料、項1後期高齢者保険料は、特別徴収保険料及び普通徴収保険料についてそれぞれ調定額を精査したものです。

款2使用料及び手数料、款3繰入金、款5諸収入は、事業の終了に伴い、それぞれ精査したものです。

続きまして、歳出について説明させていただきます。8ページをお開き願います。款1総務費については、人件費、事務費の精査により減額となっております。

款2後期高齢者医療広域連合納付金の315万円の減額は、保険料収入の減額に伴うものです。

以上、報告第3号の専決処分の説明とさせていただきます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。事項別明細書4ページからです。歳入歳出一括で行います。ございませんか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑なしと認め、以上で報告第3号を終わります。

◎日程第6 報告第4号

○議長（野村 洋君） 日程第6、報告第4号 専決処分した事件の報告について、平成25年度森町介護保険事業特別会計補正予算を議題とします。

本件について内容の説明を求めます。

○保健福祉課参事（住吉英勝君） 報告第4号の専決処分した事件について説明させていただきます。

本件は、平成25年度森町介護保険事業特別会計補正予算の第5回目となったものです。

保険事業勘定の歳入歳出それぞれ5,843万5,000円を減額し、歳入歳出それぞれ15億9,381万2,000円にしようとする専決処分とサービス事業勘定の歳入歳出についてそれぞれ25万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ743万1,000円にしようとする専決処分です。

以下、事項別明細書によりご説明申し上げます。保険事業勘定の歳入歳出から説明させていただきます。6ページをお開き願います。款1保険料は、特別徴収、普通徴収保険料についてそれぞれ精査したものです。

同じく6ページの款4国庫支出金から10ページの款10諸収入は、介護保険サービス費用等の確定に伴い、それぞれ精査したものです。

続きまして、歳出について説明させていただきます。12ページをお開き願います。款1総務費、項1総務管理費及び項3介護認定審査会費につきましては、人件費や委託料等を精査したものです。

次に、12ページ下段から18ページの款2保険給付費につきましては、介護保険サービス費用の確定に伴い、精査したものです。

20ページの款4地域支援事業費は、主に包括支援センターに係る経費でございます。事業費精査により減額となっております。

22ページをお開き願います。中段の款6基金積立金につきましては、介護保険サービス費用の確定に伴い、減額となっております。

24ページをお開き願います。サービス事業勘定について説明させていただきます。この事業勘定は、包括支援センターが行っております居宅介護支援事業に係る会計となっております。

歳入、款1サービス収入、項1予防給付費収入、目1居宅支援サービス計画費収入25万6,000円の増額は、要支援認定者のサービス計画の作成増に伴い、北海道国保連合会より支払われた報酬分です。

26ページをお開き願います。歳出、款2諸支出金、項1繰出金、目1保険事業勘定繰出金73万4,000円の増額は、介護予防に係るサービス計画作成収入増額分を保険事業勘定へ繰り出したものです。

以上、報告第4号の専決処分の説明とさせていただきます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。事項別明細書6ページからです。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑なしと認め、以上で報告第4号を終わります。

◎日程第7 報告第5号

○議長（野村 洋君） 日程第7、報告第5号 専決処分した事件の報告について、平成25年度森町介護サービス事業特別会計補正予算を議題とします。

本件について内容の説明を求めます。

○さくらの園・園長（柏渕 茂君） 報告第5号、専決処分した事件についてご報告申し上げます。

本件は、平成25年度森町介護サービス事業特別会計補正予算の第5回目となるものでございます。

1ページ目をごらんください。平成25年度の会計予算中、歳入歳出それぞれ1,006万2,000円減額し、2億2,997万1,000円とすることとなりましたので、地方自治法第180条第1項の規定により処分するものでございます。

以下、4ページ目、5ページ目の事項別明細書でご説明いたします。歳入でございますが、款1サービス収入、項1介護給付費収入、目1施設介護サービス収入及び目2居宅介護サービス費収入の合計1億5,384万9,000円を38万6,000円減額し、1億5,346万3,000円とするものでございます。主なものとしまして、目1施設介護サービス収入、節1施設介護サービス費収入218万1,000円の増額補正及び目2居宅介護サービス費収入、節1短期入所生活介護費収入の256万7,000円の減額補正は、入所の介護給付費及び短期入所の介護サービス費を精査したものでございます。

款3繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金5,761万7,000円を730万3,000円減額し、5,031万4,000円とするものでございますが、節1一般会計繰入金730万3,000円の減額補正は一般会計繰入金を精査したものでございます。

8ページ目、9ページ目をお開き願います。歳出でございますが、主なものとして、款2事業費、項1施設介護サービス事業費、目1施設介護サービス事業費の1億7,791万5,000円を692万円減額し、1億7,099万5,000円とするものでございます。主なものとしまして、節3職員手当の159万円の減額補正は時間外手当と夜間勤務手当を精査したもの、また節7賃金の465万円の減額補正につきましては臨時職員の賃金を精査したものでございます。

以上、専決の説明とさせていただきます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。事項別明細書4ページからです。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑なしと認め、以上で報告第5号を終わります。

◎日程第8 報告第6号

○議長（野村 洋君） 日程第8、報告第6号 専決処分した事件の報告について、平成25年度森町港湾整備事業特別会計補正予算を議題とします。

本件について内容の説明を求めます。

○建設課長（岩瀬英一君） 報告第6号の専決処分した事件についてご説明申し上げます。

本件は、平成25年度森町港湾整備事業特別会計の第1回目の補正予算となったものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額は変更せず、歳入歳出それぞれ51万円とする専決処分でございます。

以下、事項別明細書によりご説明いたします。4ページ、5ページ、歳出、普通旅費の3万5,000円の減額及び一般会計繰出金の3万5,000円の増額であります、事業の精査によるものでございます。

以上、報告させていただきます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。事項別明細書4ページからです。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑なしと認め、以上で報告第6号を終わります。

◎日程第9 報告第7号

○議長（野村 洋君） 日程第9、報告第7号 専決処分した事件の報告について、平成25年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計補正予算を議題とします。

本件について内容の説明を求めます。

○水産課長（黒川安明君） 報告第7号 専決処分した事件の報告についてご説明いたします。

本件は、平成25年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計の第5回目の補正予算となったものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ339万4,000円を減額し、歳入歳出の総額を4,821万8,000円とする専決処分でございます。

以下、事項別明細書によりご説明いたします。歳入についてご説明いたします。4ページ、5ページをお開き願います。款2使用料及び手数料、項1使用料、目1リサイクル施設使用料146万7,000円の減額は、ウロ受け入れ量の減量によるものでございます。

款 3 財産収入、項 2 財産売払収入、目 1 物品売払収入12万7,000円の減額は、ウロ乾燥製品の減量によるものでございます。

款 4 繰入金、項 1 基金繰入金、目 1 基金繰入金180万円の減額は、歳出額精査によるものでございます。

次に、歳出について説明しますので、6 ページ、7 ページをお開き願います。款 1 総務事業費、項 1 総務事業費、目 1 総務事業費339万4,000円の減額につきましては、原料不足による委託料の減額と職員手当、賃金、需用費及び積立金の精査によるものでございます。

以上、報告第 7 号の専決処分事件についての報告とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。事項別明細書 4 ページからです。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑なしと認め、以上で報告第 7 号を終わります。

◎日程第 10 報告第 8 号

○議長（野村 洋君） 日程第10、報告第 8 号 専決処分した事件の報告について、平成25年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算を議題とします。

本件について内容の説明を求めます。

○病院事務長（坂田明仁君） 報告第 8 号 専決処分した事件の報告についてご説明申し上げます。

本件は、平成25年度森町国民健康保険病院事業会計予算中、国庫補助金に係る収入及び固定資産除去費に係る支出予算の補正を要することとなりましたので、地方自治法第180条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、報告するものです。

1 ページをお開き願います。本件につきましては、平成25年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算の第 6 回目となったものでございます。

収益的収入でございますが、第 2 項医業外収益に419万4,000円を追加し、病院事業収益を10億3,407万円とするものでございます。

収益的支出でございますが、第 1 項医業費用に223万9,000円を追加し、病院事業費用を10億2,480万2,000円とするものでございます。

以下、2 ページの事項別明細書にてご説明いたします。収入でございますが、款 1 病院事業収益、項 2 医業外収益、目 5 国庫補助金419万4,000円は、年度末に決定いたしました国保調整交付金、救急患者受け入れ態勢支援事業及び医師等の確保支援事業の収益計上でございます。

支出でございますが、款 1 病院事業費用、項 1 医業費用、目 5 資産減耗費223万9,000円は、配膳車や全自動分包機等の除去に伴う価値減少を費用計上するものでございます。

以上、報告第 8 号の説明とさせていただきます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。事項別明細書2ページからです。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑なしと認め、以上で報告第8号を終わります。

◎日程第11 報告第9号

○議長（野村 洋君） 日程第11、報告第9号 平成25年度森町一般会計繰越明許費に係る歳出予算の繰越についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（木村浩二君） 報告第9号についてご説明申し上げます。

本件は、平成25年度森町一般会計繰越明許費に係る歳出予算の繰越についてであります。

2ページをごらんください。款8土木費、項4港湾費の事業名、森港改修事業、款11災害復旧費、項2農林水産業施設災害復旧費の尾白内地区農道災害復旧事業、奥地林道桂川線災害復旧事業の3事業、6,950万円を翌年度へ繰り越したものでございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 内容の説明が終わりました。

質疑ございますか。いいですね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑なしと認め、以上で報告第9号を終わります。

◎日程第12 議案第1号

○議長（野村 洋君） 日程第12、議案第1号 森町発達支援事業センター条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（山田 仁君） 議案第1号 森町発達支援事業センター条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。資料を提出してございます。

森町発達支援事業センター条例の一部改正につきましては、地域社会における共生の実現に向けて、新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律により、障害者自立支援法から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、通称、障害者総合支援法へ変更され、平成25年4月から施行にあわせ、関係する条例を改正する際、森町発達支援事業センター条例の中に改正漏れがありましたことから、今回一部改正をするものでございます。

資料の新旧対照表をごらん願います。第7条、福祉維持のための特例中、下線部分の関係する条例名とあわせ、条例中に字句の誤りがございました。本来であれば生活介護とするものが生活保護となっておりました。あわせて改正を行うものでございます。

附則で、経過措置といたしまして、平成25年4月1日からこの条例の施行の日の前日ま

での間に、この条例による改正前の森町発達支援事業センター条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の相当規定によりなされたものとみなすものでございます。

以上、提案とさせていただきます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第12、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第2号

○議長（野村 洋君） 日程第13、議案第2号 森町国民健康保険病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○病院事務長（坂田明仁君） それでは、議案第2号 森町国民健康保険病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

説明資料として2ページで新旧対照表を提出してございますので、ご参照願います。

提案理由でございますが、先ほど議案第1号で保健福祉課長から説明があったものと同様で、障害者自立支援法から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改正され、平成25年4月1日からの施行にあわせ、森町国民健康保険病院使用料及び手数料条例の中に改正漏れがありましたことから、一部改正を行うものです。

附則で、経過措置といたしまして、平成25年4月1日からこの条例の施行日の前日までの間に、この条例による改正前の森町国民健康保険病院使用料及び手数料条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の相当規定によりなされたものとみなすというみなし規定を設けています。

以上、提案説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

日程第13、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第3号

○議長(野村 洋君) 日程第14、議案第3号 森町火災予防条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○消防長(山田春一君) 議案第3号 森町火災予防条例の一部改正についてご説明申し上げます。

資料ナンバー3、1ページをご参照願います。提案理由につきましては、平成25年8月15日に京都府福知山市の花火大会会場で多数の死傷者を出す火災が発生し、屋外における催しの防火安全対策について見直され、消防法施行令の一部を改正する政令の公布により、火災予防のために必要な基準が定められ、建築基準法施行令の改正に伴い、各条文中の整備等を行うため、森町火災予防条例の一部を改正しようとするものでございます。

主たる内容につきましては、議案裏面と資料ナンバー3、新旧対照表、2ページから6ページをご参照願います。2ページから4ページの第29条の4第4項までは、催しにおける消火器の準備義務及び関係法令の語句の整理等を図っております。

4ページ、第48条の2から6ページ、第57条の2項までは、対象となる催しと諸届け出及び罰則に関することを定めるものであります。

なお、附則といたしまして、施行日は平成26年8月1日からでございます。ただし、第29条の3及び第29条の4の改正規定は平成26年4月1日から適用となっております。

また、経過措置といたしまして、この条例の施行の日から起算して14日を経過する日までに終了する催しについては、この条例による改正後の森町火災予防条例第48条の2及び48条の3の規定は適用しない。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(野村 洋君) これから質疑を行います。

○4番(松田兼宗君) ちょっと確認というか、聞きたいのですが、対象が拡大されるということで祭礼、縁日、花火大会、展示会等という話で、火気の使用ということになっているのだけれども、例えば器具に関していえば対象の範囲がどの程度までなのか、例えば炭を使った場合は対象になるのか、ガス器具は当然対象になるのだろうかというのだけれども、そういうもの。さらに、花火大会といっているけれども、例えば子供たち集めた中

で町内会サイドでやっているところがあるはずなのです。そういうのも含めて花火大会というふうにみなすのか、その具体的な範囲というか、規定とかを考えてあるのかどうか、その辺をお願いします。

○消防長（山田春一君） 松田議員のご質問にお答えいたします。

2点かと思います。まず、対象火気につきましては、主なものについてはこんろ、発電機、そういうものが対象になります。それと、花火大会の範囲ということでございますが、法的には10万人以上と露天商が100店舗以上という形になります。なお、当町においてはそのような対象はございませんけれども、指導的立場で消火器の義務とかそういうものを指導していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） ほかに質疑ございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第14、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第4号

○議長（野村 洋君） 日程第15、議案第4号 平成26年度森町一般会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（木村浩二君） それでは、議案第4号についてご説明申し上げます。

本案は、平成26年度森町一般会計補正予算の第2回目となるものです。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,252万4,000円を追加し、総額を99億2,353万5,000円にしようとするものです。

事項別明細書によりご説明申し上げます。6ページ、7ページをお開き願います。歳入ですが、款14国庫支出金、項2国庫補助金、目4消防費国庫補助金、節1消防費補助金の1億800万円の減額は、国の予算枠による影響で補助金要望が採択にならなかったことから減額をするものです。

同じく、款15道支出金、項2道補助金、目2民生費補助金、節1社会福祉費補助金の21万3,000円は、消費者対策事業を実施しようとするものです。

同じく、目4農林水産業費補助金、節1農業費補助金の981万円は、農業者が農業機械を整備する経費への補助金であります。

同じく、目8電源立地地域対策交付金の505万4,000円は、対象事業に充当しようとするものです。

次に、款19繰越金の1,080万円は、財源調整のため計上するものです。

次に、款20諸収入の雑入ですが、町内会が自主的に防災備品を整備するためのコミュニティ助成金200万円と災害備品購入に活用しようとする北海道市町村振興協会設立35周年記念特別支援事業助成金339万4,000円と障害者計画相談支援給付費125万3,000円をそれぞれ計上しております。

次に、8ページ、9ページの款21町債ですが、消防救急デジタル無線の補助金の減額分を起債に振りかえるものです。

少しページを戻っていただいて、5ページになります。第2表、地方債の補正になりますが、過疎対策事業債から緊急防災・減災事業債へ変更しようとするものです。理由としては、過疎債の国の予算配分があり、事業が集中することから、防災事業債へ振りかえるものです。

次に、10ページ、11ページからの歳出ですが、歳出では各費目で消防設備保守点検委託料の増額補正を計上しておりますが、各施設を一括契約したことにより、精査をしたものです。また、各旅費についても、JR運賃改定によるものですので、説明は省略をさせていただきます。

それでは、款2総務費、目1一般管理費の共済費と賃金は、観光協会事務局に配置する臨時職員2名を雇用しようとするものです。

同じく、目9防災対策費、節11需用費と節18備品購入費は、北海道市町村振興協会設立35周年記念特別支援事業助成金を活用して各避難所へ災害対策用品を整備しようとするものです。また、節19負担金補助及び交付金のコミュニティ助成金200万円は、自主防災組織を設置している町内会が災害対策備品を整備するための助成をしようとするものです。

同じく、目11諸費の建設機械借り上げ料は、国道5号線拡幅工事に伴い、石倉地区にあるバス待合所の移設を実施しようとするものです。

続いて、款3民生費、目1社会福祉総務費の節9旅費と節11需用費は、道補助金を活用して消費者被害防止対策事業に取り組もうとするものです。

同じく、目4老人福祉総務費の介護サービス事業特別会計繰出金は、人事異動による人件費の精査によるものです。

次に、12ページ、13ページの款6農林水産業費、目2農業総務費の経営体育成支援事業981万円は、農家4件の農業機械購入経費へ助成をしようとするものです。

同じく、目4畜産業費の30万円は、PED、いわゆる豚流行性下痢への防除対策として養豚業者に消石灰を配付しようとするものです。

同じく、項3水産業費、目2水産業振興費、節19負担金補助及び交付金の67万6,000円は、

森漁協が事業主体で実施する情報基盤整備事業の一部を助成しようとするものです。

また、目 3 水産施設管理費の40万円は、ホイールローダーの修繕料であります。

次に、14ページ、15ページの款 7 商工費、目 2 観光費の45万円は、J R 森駅の隣にあるまちの駅の窓枠部分の雨漏りを修繕しようとするものです。

続いて、款 8 土木費、目 2 道路橋梁維持費、節14使用料及び賃借料の166万8,000円は、道路の維持管理や支障木の伐採などに要する建設機械借り上げ料であります。また、節18 備品購入費の690万円は、電源立地交付金を活用し、道路パトロール車を購入しようとするものです。

次に、16ページ、17ページの項 4 港湾費、目 1 港湾管理費、節11需用費の98万3,000円は、港湾施設内の街灯やグレーチングの修繕料であります。

続いて、項 5 都市計画費、目 2 公園費の修繕料と建設機械借り上げ料は、公園内の小破修繕と施設の維持管理をしようとするものです。

続いて、款 9 消防費は、財源内訳を国庫補助金の減額により全額起債へ振りかえるものです。

次に、18ページ、19ページの款10教育費、項 4 幼稚園費、節 7 賃金は、臨時教諭の配置体制を見直したため、一部予算の組みかえを行おうとするものです。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。事項別明細書 6 ページからです。

○ 3 番（宮本秀逸君） 12ページ、13ページです。農林水産業費の中で消石灰配付するという話がございましたけれども、P E Dについてその後どうなっているかというようなことを聞きたいと思いますけれども。

○農林課長（工藤秀則君） 宮本議員の質問に答えさせていただきます。

道内では、一応 4 月14日、森町の第 1 例から 6 月の初旬まで道内では19例ということで発生しております。その中で、町内では4農場ということで、全て企業系の農場でございますが、発生後、消毒、移動制限、さらには餌で疑いのあるものを全部廃棄しまして、新しい餌にかえているという状況にあります。そういう状況の中で、残念ながら原因はつかめていません。さらには、きのう、残念ながら町内で5例目、これも企業系でございますが、発生しているという状況になっております。

以上でございます。

○ 2 番（山田 誠君） 16ページ、消防費でございますけれども、消防救急デジタル無線整備、今の説明では国庫補助が減額、補助がつかなかった。その分を地方債に振りかえたという説明ですけれども、当初そもそも国庫補助のメニューに外れた部分が該当しなかったのかどうか、まず1つ、それ聞きたい。

それから、地方債に振り向けた場合に、裏がある起債を使っているのかどうか、その辺お伺いします。

○消防長（山田春一君） 山田議員のご質問にお答えいたします。

1 点目につきましては、私のほうからご説明いたします。本来は緊急消防援助隊整備費ということで計上しておりましたが、4月の時点でうちのほうでは該当なく、全国で4カ所ということで、1億800万ですか、この部分については該当ありませんでした。

ただし、2点目につきましては、補助の関係につきましては総務課長のほうから報告させていただきます。

以上でございます。

○総務課長（木村浩二君） 起債の関係でございますが、過疎債から防災事業債へ変更したわけですが、交付税措置は過疎債と同じ70%が措置されるという条件ですので、こちらに振り向けるということになります。

○2番（山田 誠君） 全国で4カ所しか該当にならなかったということです。これは、そもそもデジタル方式にするというのは国の方策でしょう、それがなぜ外す理由になる。おかしくないですか。その辺の査定する担当のほうで、国の方針でやるものに対して自治体がそれに沿ってやる事業に対して補助を出さないということは国の越権行為だと思うのだけれども、その辺はどういうふうに各町村、外れた町村ですよ、どう思っているのですか。

○消防長（山田春一君） 山田議員のご質問にお答えします。

補助につきましては、当初各年で26億、4億という、今年度につきましては4億の補助しかなかったということなのです。それで、その中で今年度につきましては全国的に消防救急デジタル無線が整備されるという件数が多くなったというのが1つでございます。その4億の補助につきましても、先ほど総務課長のほうからお話ありましたけれども、消防減災のほうの補助で賄えるということで道のほうからも報告がありまして、そちらのほうに変更したということでございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） ほかに質疑ございますか。ございませんね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第15、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第5号

○議長（野村 洋君） 日程第16、議案第5号 平成26年度森町介護サービス事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○さくらの園・園長（柏渕 茂君） 議案第5号についてご説明申し上げます。

本案は、平成26年度森町介護サービス事業特別会計補正予算の第1回目の補正となるものでございます。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ112万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ2億2,784万5,000円とするものでございます。

4ページ目、5ページ目をお開き願います。事項別明細書によりご説明いたします。歳入でございますが、款3繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金4,498万9,000円に112万4,000円を増額し、4,611万3,000円とするものでございます。

次ページの6ページ目、7ページ目をお開き願います。歳出でございますが、款1総務費、項1施設管理費、目1一般管理費の5,307万1,000円を87万4,000円増額し、5,394万5,000円とするものでございます。主なものとして、節3職員手当61万6,000円は人事異動に伴う児童手当と通勤手当及び節11需用費25万7,000円は浴室及び東側系統自動制御機器の修繕費でございます。

また、款2事業費、項1施設介護サービス事業費、目1施設介護サービス事業費1億7,365万円を25万円増額し、1億7,390万円とするものでございます。主なものとしまして、節7賃金の24万8,000円は臨時介護職員の採用に伴う通勤手当でございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第16、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第6号

○議長（野村 洋君） 日程第17、議案第6号 平成26年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○病院事務長（坂田明仁君） 議案第 6 号についてご説明申し上げます。

本案は、平成26年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算の第 1 回目となるものでございます。

第 2 条、平成26年度森町国民健康保険病院事業会計予算第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

支出の部、第 1 款病院事業費用、既決予定額12億294万5,000円に1,357万1,000円を追加し、12億1,651万6,000円とするものでございます。

以下、2 ページの事項別明細書にてご説明いたします。支出、款 1 病院事業費用、項 1 医業費用、目 1 給与費、補正予定額557万1,000円は、臨時看護師の賃金及び法定福利費でございます。

次に、目 3 経費、補正予定額800万円は、修繕費で非常用照明取りかえ工事でございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。事項別明細書 2 ページからです。ないですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第 6 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第17、議案第 6 号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 8 議案第 7 号

○議長（野村 洋君） 日程第18、議案第 7 号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○契約管理課長（小井田 徹君） 議案第 7 号についてご説明申し上げます。

本案は、工事請負契約の締結についてであります。地方自治法第96条第 1 項第 5 号及び森町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、次のとおり工事請負契約の締結について議会の議決を求めようとするものであります。

1、契約の目的は消防救急デジタル無線整備工事、2、契約の方法は指名競争入札、3、契約の金額は 3 億1,093万2,000円、4、契約の相手方は東京都港区芝 5 丁目 7 番 1 号、日本電気株式会社代表取締役執行役員社長、遠藤信博であります。

なお、工事につきましては、国の方針により消防無線の周波数を平成28年5月31日までにデジタル方式260メガヘルツ帯へ移行するためのものです。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第18、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第8号

○議長（野村 洋君） 日程第19、議案第8号 訴えの提起についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○建設課長（岩瀬英一君） 議案第8号についてご説明いたします。資料ナンバー4を提出しておりますので、ご参照願います。

本案は、訴えの提起についてでございます。

提案理由でございますが、公営住宅明け渡し等の請求の訴えを提起したいので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

被告となるべき者は、森町字砂原1丁目183番地1、度杭崎団地F棟3—1号、小見山儀一であります。当人は46カ月の家賃、金額にして総額126万4,010円を滞納しております。町の再三にわたる納付指導にも応じないため、町は賃貸契約を解除し、住宅の明け渡しの請求を行ったところでありますが、被告となるべき者はその後も明け渡しをしないため、建物明け渡し請求と滞納している使用料の支払い及び損害金の支払いの訴えを町顧問弁護士、米塚茂樹を訴訟代理人として函館地方裁判所に提起するものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

○15番（黒田勝幸君） いよいよこの事件について裁判所に明け渡し請求、法的措置をとるということでございますけれども、これ見ますと弁護士を頼んでやるということですね。一応やってみなければわからないのだけれども、どのぐらいの費用が概算でかかるのかなと、こう思っているのですけれども、その辺はどのように捉えていますか。

○建設課長（岩瀬英一君） 黒田議員のご質問にお答えいたします。

弁護士に確認したところでは、強制的に退去させた荷物の保管とかを含めまして最大40万程度と聞いております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） ほかにございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第19、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第9号

○議長（野村 洋君） 日程第20、議案第9号 財産の取得についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○水産課長（黒川安明君） 議案第9号についてご説明いたします。

財産の取得についてでございます。

地方自治法第96条第1項第8号及び森町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、次のとおり財産を取得することについて議会の議決を求めようとするものでございます。

取得財産及び数量ですが、バケット3立方メートル、13トン級のホイールローダー1台でございます。取得の方法、指名競争入札でございます。取得の金額、1,365万1,200円。取得の相手方、北斗市開発209番地の17、コマツ建機販売株式会社北海道カンパニー函館支店支店長、高田靖久でございます。

概要についてご説明いたします。本件は、平成16年度森町水産系副産物再資源化施設の供用開始と同時に使用していたホイールローダーの長時間使用による老朽化に伴い、修繕費がかさみ、更新整備を行おうとするものでございます。今般該当車両の取得価格が700万円以上となることから、議会の議決を得ようとするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。よろしいですね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第20、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

11時10分まで休憩いたします。

（何事か言う者あり）

○議長（野村 洋君） それでは、10分間休憩いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

◎字句の訂正

○議長（野村 洋君） 日程第21に入る前に、ちょっと訂正がございますので、総務課長から説明がございます。

○総務課長（木村浩二君） 大変申しわけございません。ちょっと戻っていただいて、専決処分をした報告第9号、繰越明許費の案件でございます。本文中2段目、平成24年度となっております。これは25年度の誤りでございますので、訂正しておわびを申し上げます。

よろしくお願いいたします。

◎日程第21 推薦第1号

○議長（野村 洋君） それでは、日程第21、推薦第1号 森町農業委員会委員の推薦についてを議題とします。

提案理由の説明を事務局長からさせます。

○議会事務局長（藤田司志君） それでは、私のほうから推薦第1号についてご説明いたします。

推薦第1号 森町農業委員会委員の推薦について。

農業委員会等に関する法律第12条第2号及び森町農業委員会の選任による委員の議会推薦委員に関する定数条例の規定による議会推薦の農業委員は、下記の者を推薦する。

記、住所、茅部郡森町字森川町255番地3。氏名、中村英美、昭和22年9月26日生まれ。

平成26年6月11日、森町議会議長、野村洋。

委員の任期につきましては、同法第15条の規定によりまして3年となっております。
現在の委員が平成26年7月19日をもって任期満了となりますので、議会として1名の推薦
を行うものです。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） お諮りします。

議会推薦の農業委員会委員に中村芙美氏を推薦いたしたいと思います。これにご異議ご
ざいませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

よって、議会推薦の農業委員会委員に中村芙美氏を推薦することに決定しました。

◎日程第22 意見書案第1号

○議長（野村 洋君） 日程第22、意見書案第1号 手話言語法（仮称）の早期制定を求
める意見書を議題とします。

お諮りいたします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入
りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

これから意見書案第1号を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第22、意見書案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第23 意見書案第2号

○議長（野村 洋君） 日程第23、意見書案第2号 地域包括ケアシステム構築のための
地域の実情に応じた支援を求める意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りた
いと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

これから意見書案第2号を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第23、意見書案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第24 意見書案第3号

○議長（野村 洋君） 日程第24、意見書案第3号 鳥獣の捕獲促進体制強化の速やかな実施を求める意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

これから意見書案第3号を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第24、意見書案第3号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第25 意見書案第4号

○議長（野村 洋君） 日程第25、意見書案第4号 集団的自衛権に関する憲法解釈の変更に反対する意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

これから意見書案第4号を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第25、意見書案第4号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第26 議員派遣の件について

○議長（野村 洋君） 日程第26、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。森町議会会議規則第127条の規定による議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については、日程第26のお手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

お諮りします。議題の議員派遣の日程のほか、議案の審査または調査及び議会において

必要とする出席議員の派遣の決定については、議長に一任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の日程に記載のないものについては、議長に委任することに決定しました。

◎日程第27 休会中の所管事務調査等の申し出について

○議長（野村 洋君） 日程第27、休会中の所管事務調査等の申し出についてを議題とします。

ただいま提出しております休会中の所管事務調査等の申し出につきましては、森町議会会議条例の実施に関する要綱第6条に基づき、配付の上、報告するものです。

◎休会の宣告

○議長（野村 洋君） お諮りします。

これをもちまして平成26年第1回森町議会6月会議に付議されました議件の審議は全て終了しました。

よって、平成26年第1回森町議会6月会議を終了いたします。

ご苦労さまでございました。

休会 午前11時17分

以上会議の顛末を記載し、その誤りのないことを証するため、
ここに署名する。

平成26年6月11日

森町議会議長

森町議会議員

森町議会議員